

独立行政法人農畜産業振興機構平成 27 年度業務実績に係る自己評価書

第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-1	1 事業費の削減効率化

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務経費(附帯事務費)の対前年度比の平均縮減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比 1%の抑制	3,398 百万円 (平成 24 年度業務経費(附帯事務費))	平成 24 年度比で 1.1%の抑制	平成 24 年度比で 2%の抑制(対前年度比平均 1%の抑制)	平成 24 年度比で 3%の抑制(対前年度比平均 1%の抑制)			
業務経費(当年度予算額)	—	—	3,177 百万円	3,155 百万円	3,055 百万円			
対前年度平均縮減率		—	6.5%	3.6%	3.5%			
達成度合	—	—	591%	360%	346%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
<p>第 1 中期目標の期間 機構の中期目標期間は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。</p> <p>第 2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 事業費の削減・効率化</p>	<p>第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 事業費の削減・効率化</p>	<p>第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 事業費の削減・効率化</p>	<p>◎第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>○1 事業費の削減・効率化</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 平成 27 年度の業務</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b</p>	

<p>事業費については、補助事業の効率化等を通じ、適正な水準の確保に努める。</p> <p>また、業務経費（附帯事務費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p> <p>この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>事業費については、補助事業の効率化等を通じ、適正な水準の確保に努める。</p> <p>また、業務経費（附帯事務費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p> <p>この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>事業費については、補助事業の効率化等を通じ、適正な水準の確保に努める。</p> <p>また、業務経費（附帯事務費）については、平成24年度比で3%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p> <p>この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>業務経費の対前年度比の縮減率</p> <p>毎年度平均で対前年度比1%削減する。</p> <p>b：達成度合は、100%以上であった</p> <p>c：達成度合は、70%以上 100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、70%未満であった</p> <p>削減度合いの算出に当たっては、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請又は緊急的事態が生じた若しくは生じる恐れがあった場合に対応した業務経費を除く。</p>	<p>経費（附帯事務費）の予算額（経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により実施された緊急対策を除く。）については、3,055百万円となり、対前年度比の毎年度平均は3.5%の抑制となった。</p>	<p>平成27年度における業務経費（附帯事務費）については、対前年度比の毎年度平均で3.5%の抑制となり、達成度合は346%であった。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>
--	--	--	---	---	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-2	2 業務運営の効率化による経費の削減 (1)経費の削減 (2)給与水準の適正化 (3)随意契約の見直しに向けた計画的取組

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費(人件費を除く。)の対前年度比の平均縮減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制	646百万円 (平成24年度一般管理費(人件費を除く))	平成24年度比で3.1%の抑制	平成24年度比で6%の抑制(対前年度比平均3%の抑制)	平成24年度比で9%の抑制(対前年度比平均3%の抑制)			
一般管理費(当年度予算額)(百万円)	—	—	626百万円	607百万円	589百万円			
対前年度平均縮減率	—	—	3.1%	3.1%	3.0%			
達成度合	—	—	103%	102%	101%			
職員の給与水準の対国家公務員指数(目標)	国家公務員と同程度	—	100	100	100			
職員の給与水準の対国家公務員指数(前年度実績・当年度公表分)	—	—	101.3	100.4	101.8			
達成度合	—	—	98.7%	99.6%	98.2%			
随意契約等審査委員会への諮問件数	競争性のある契約への移行	7件	11件	11件	8件			
競争性のある契約へ移行した契約件数	—	7件	11件	11件	8件			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%			
企画競争・公募を実施した件数	—	7件	11件	11件	8件			
機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数	全ての企画競争・公募について掲載	7件	11件	11件	8件			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
2 業務運営の効率化による経費の削減 (1) 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。	2 業務運営の効率化による経費の削減 (1) 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。	2 業務運営の効率化による経費の削減 (1) 一般管理費(人件費を除く。)の削減目標を達成するため、業務の見直し及び事務処理の効率化等により業務運営の効率化に努め、平成24年度比で9%の抑制を行うことを目標に、削減する。	○2 業務運営の効率化による経費の削減 ◇(1)経費の削減 ① 一般管理費の対前年度比の削減率 毎年度平均で対前年度比3%削減する。 b:達成度合は、100%以上であった c:達成度合は、70%以上100%未満であった d:達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 平成27年度の一般管理費(人件費を除く。*)の予算額については、589百万円となり、対前年度比の毎年度平均は3.0%の抑制となった。 ※ 砂糖勘定及びでん粉勘定における消費税に係る増税額相当等の加算等を除く。	<評定と根拠> 評定b 平成27年度における一般管理費(人件費を除く。)については、対前年度比の毎年度平均で3.0%の抑制となり、達成度合は101%であった。  <課題と対応> 特になし	
また、地方事務所については、賃借料等の経費削減を検討する。	また、地方事務所については、賃借料等の経費削減を検討する。	また、地方事務所の賃借料等について、平成25年度に設置したチームを活用し、経費削減を検討する。	② 地方事務所の賃借料等の経費削減の検討 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 地方事務所の業務運営に関する検討会議を開催し、平成27年度における取組の確認を行い、検討結果を踏まえ、那覇事務所において賃借料の引下げを図った。 (削減効果:86千円/年(税抜))	<評定と根拠> 評定b 検討会議の開催等を通じて、地方事務所の賃借料等の経費削減の取組を進めることができた。  <課題と対応> 特になし	
(2) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役員給与の在り方につい	(2) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役員給与の	(2) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役員給与の	◇(2)給与水準の適正化 ① 職員の給与水準の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数につ	<主要な業務実績> 平成26年度の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は、国家公務員と同程度の101.8となり、	<評定と根拠> 評定b 平成26年度給与水準について、国家公務員と同程度とすることができた(達成度合は	

<p>て、厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>在り方について、厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>在り方について、厳しく検証した上で、対国家公務員年齢・地域・学歴勘案指数を国家公務員と同程度に維持するとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表する。</p>	<p>いて当該年度に計画した具体的な目標値と実績との対比 b：達成度合は、90%以上であった c：達成度合は、50%以上 90%未満であった d：達成度合は、50%未満であった</p>	<p>その検証結果等を平成27年6月30日に公表した。 なお、27年度は102.4となる見込みである。</p>	<p>98.2%)。また、その検証結果等をスケジュールどおりに公表した。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	
<p>また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。</p>	<p>また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。</p>	<p>また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。</p>	<p>② 政府方針を踏まえた適切な対応等 b:適切に対応した d:適切に対応しなかった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 総人件費に係る政府方針は示されていないが、機構独自の対応として、「新たな人事管理制度」に基づき、①人事評価制度の導入、②昇給幅の抑制、③管理職への昇格の抑制、④管理職ポストオフ制度を実施した。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価 b 計画どおりに「新たな人事管理制度」に基づく取組みが実施できた。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	
<p>(3) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計</p>	<p>(3) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約につい</p>	<p>(3) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約につい</p>	<p>◇ (3) 随意契約の見直しに向けた計画的取組 ① 「調達等合理化計画」に基づく取組 分母を随意契約等審査委員会への諮問件数(真にやむを得ない随意契約を除く)とし、分子を調達等合理化計画に基づき競争性のある契約へ移行</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 平成27年7月に策定した「平成27年度独立行政法人農畜産業振興機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、随意契約等審査委員会へ諮問された契約については、事務室の賃借契約、都道府県への委託契約等、真にやむを得ない随意契約(22</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価 b 随意契約等審査委員会に諮問された契約については、真にやむを得ない随意契約を除き全て競争性のある契約とすることができ、達成度合は100%(8件/8件)であった。 また、競争契約、随意契約の状況については、毎月、機構ホームページ</p>	

<p>画」に基づく取組を着実に実施することにより、競争性のない随意契約は真にやむを得ないものを除き行わないこととともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。</p>	<p>ては、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。</p>	<p>ては、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。</p>	<p>した契約件数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>件)を除き、一般競争入札等(8件)とした。 また、機構が締結した契約(少額随意契約を除く)について定期的に機構ホームページにおいて公表した。 さらに、外部専門家・有識者等からなる契約監視委員会を平成27年7月9日に開催し、契約状況の点検を受けた。 また、入札等公告のつど調達情報メールマガジンを配信したほか、1者応札・応募の改善に向けて、1者応札であった入札25件のうち、入札説明会に複数者が参加したもの(16件、35者)についてアンケートを実施した。</p>	<p>で公表することができた。 なお、1者応札であった入札について、入札説明会に参加したものの応札のなかった者へのアンケートを実施することができた。また、遅くとも入札等公告の翌日にはメールマガジンを配信し、入札等公告の迅速な周知を行うことができた。</p>	<p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	<p>また、一層の競争性と透明性の確保に努め、適正化を推進する。</p>	<p>また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。</p>	<p>また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。</p>	<p>② 競争性、透明性の確保 分母を企画競争・公募を実施した件数とし、分子を機構掲示板への掲載及びホームページへの掲載件数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 一般競争・企画競争・公募を実施した176件全てにおいて、機構掲示板及び機構ホームページへの掲載を行った(うち企画競争・公募の実施は、8件)。 また、競争性・透明性を確保するため、契約監視委員会を平成27年7月9日に開催し、契約状況、1者応札解消に向けた取組状況など契約の適切</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定b 機構掲示板及びホームページへの掲載を行い、達成度合は100%(8件8件)であった。</p>	<p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>
--	---	---	---	---	--	-------------------------------	--------------------------------------	---	---	--	--	--	-------------------------------

					<p>性等に対する審査を受け、契約の適切性等は問題なしとされた。</p> <p>なお、議事要旨については、機構ホームページにおいて公表した。</p>	
	<p>さらに、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査を受ける。</p>	<p>さらに、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査を受ける。</p>	<p>③ 入札・契約の適正な実施についての監査 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった</p>	<p>さらに、監事に対して、毎月、所定の様式により、各部の契約状況を報告するとともに、定期監事監査において入札・契約のチェックを受けた。また、会計監査人から財務諸表監査の中で契約に関する評価を受けた。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b 入札・契約の適切な実施についての監査等に十分取り組んだ。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	

<p>4. その他参考情報</p> <p>(契約に係る事務手続等)</p> <p>契約事務については、会計規程、契約事務細則等に契約方式、手続等を規定している。</p> <p>契約方式は原則として一般競争入札によることとしているが、緊急の必要性、競争に付することが不利と認められる場合等にあつては随意契約ができることとしており、個別の契約締結に当たっては、経理担当理事、総務部及び経理部職員で構成する随意契約等審査委員会において、事前に審査を行っている。</p> <p>また、総合評価落札方式や複数年度契約に関しては、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡）に基づき、規定を定め、「総合評価落札方式について」（19 農畜機第 4914 号）及び「複数年度契約について」（20 農畜機第 3538 号）により適切に措置している。</p> <p>(第三者への再委託)</p> <p>契約の全てを第三者に委託させることは禁止している。やむを得ず契約の一部を第三者に再委託する場合には、契約事務細則に基づき書面により申請し機構の承認を得ることとされており、契約事務責任者がその合理性等について審査・承認を行っている。平成 27 年度においては、情報誌の印刷等が 2 件、サーバシステムの設定等が 8 件、調査関係が 1 件あった。いずれも正確かつ効率的に契約内容を実施するためには、やむを得ないものであると判断した。</p> <p>(1 者応札の解消に向けた取組)</p> <p>①公告期間の延長、②仕様書の作成に当たり、IT 技術支援者から助言を得た上でのシステム仕様書等の開示、③調達情報の「メルマガ」配信や機構ホームページでの今後の入札予定の掲載等周知方法の改善、④入札に参加しなかった者に対するアンケート結果に基づき、公示時期の早期化、⑤入札時期の前倒し、⑥各部に一者応札解消に取り組む選任担当者を置く等の機構内の体制を整備する等、競争参加者の増加に向けた取組みを引き続き実施した。1 者応札は 25 件（前年度 13 件）であった。前年度より増加した主な要因は、情報発信を強化するため、輸入先国の動向に関する調査が増加したことに加え、機構が求めた調査内容の専門性が高かったため、専門知識を持つ調査会社が限られたことなどによるものである。</p> <p>(法人の長に対する報告)</p>
---

平成 27 年 7 月 9 日に開催された第 7 回契約監視委員会の審査結果について理事長に報告した。また、随意契約等審査委員会の審査結果を含め契約全体の状況等については、四半期ごとに理事長に報告し、点検・評価を受けた。

(「独立行政法人改革等に関する基本的方針(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)」のうち、「その他」への対応)

「業務フロー・コスト分析に係る手引き」(平成 25 年 8 月 1 日官民競争入札等監理委員会改訂)に示された手法等により業務フローやコストの分析、その結果に基づく民間委託等を含めた自主的な業務改善については、業務フローを踏まえた組織の見直し(平成 25 年度)等により効率化に取り組んでいるほか、IT 技術支援等については、民間委託の活用を図っているところ。

(会計検査院からの指摘への対応)

平成 27 年度において、会計検査院から指摘(一部の情報システムの開発業務に係る請負契約について、予定価格の算定が適切でないとの指摘)が 1 件あったが、これについては内部規程の改正等により適切に対応した(処置済み)。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-3	<p>3 業務執行の改善</p> <p>(1)業務全体の点検・評価</p> <p>(2)補助事業の審査・評価</p> <p>(3)内部統制機能の充実・強化</p> <p>(4)情報セキュリティ対策の向上</p> <p>(5)緊急時を含めた連絡体制の整備</p>

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
業務運営の点検・評価の実施回数(計画値)	4回	4回	4回	4回	4回	4回			
業務運営の点検・評価の実施回数(実績値)	—	4回	4回	4回	4回	4回			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%			
内部監査年度計画における被監査部署(テーマ別監査を含む。以下同じ。)の数	計画的な内部監査の実施	8部署	9部署	6部署	7部署				
内部監査を実施した被監査部署の数	—	8部署	9部署	6部署	7部署				
達成度合	—	100%	100%	100%	100%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			
				業務実績	自己評価		
<p>3 業務執行の改善</p> <p>(1) 外部専門家・有識者等から成る第三者機関による業務の点検・評価等を行い、その結果を業務運営に反映させる等業務執</p>	<p>3 業務執行の改善</p> <p>(1) 主務大臣の評価の効率的かつ効果的な実施に資するよう、機構自ら業務の点検・評価を行うとともに、外</p>	<p>3 業務執行の改善</p> <p>(1) 主務大臣の評価の効率的かつ効果的な実施に資するよう、次の取組を行う。</p> <p>① 業務の進行</p>	<p>○ 3 業務執行の改善</p> <p>◇ (1) 業務全体の点検・評価</p> <p>① 業務全体の点検・分析を通じた業務運営の的確な点検・評価</p> <p>分母を年度当初</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>年度計画を具体化するための「具体化推進シート(工程表)」を年度初めに策定し、</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定 b</p> <p>工程表に基づき、四半期毎に点検・分析を行うことにより、業務運営の</p>		

<p>行の改善を図る。</p>	<p>部専門家・有識者等からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。</p>	<p>状況及び実績について、四半期毎に点検・評価する。</p>	<p>に計画した回数とし、分子を業務運営の点検・評価を実施した回数とする。  b：達成度合は、100%であった  c：達成度合は、70%以上 100%未満であった  d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>四半期ごとに実施したヒアリングの際、工程表の内容と実績とを比較し、業務の進捗状況を点検・分析することにより、目標の達成状況、阻害要因など、現状を適切に把握した。また、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、業務運営の適切な進行管理を行った。併せて業務の進捗状況について自己評価を行った。</p> <p>【参考】  平成 27 年度は 4 月、7 月、10 月、1 月に実施した。</p>	<p>的確な進行管理を行うことができた。また、工程表に自己評価を記載する欄を設け、四半期毎の点検・分析を行う際、これに毎回記述することにより、業務の進行状況についての自己評価を行った。4 回の計画に対し、達成度合は 100%（4 回 / 4 回）であった。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;  特になし</p>	
		<p>② 平成 26 年度の業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。</p>	<p>② 第三者機関による業務の点検・評価の実施  b：取り組みは十分であった  c：取り組みはやや不十分であった  d：取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  平成 27 年 6 月 5 日に「平成 26 年度業務実績について」等を議題とする、外部専門家・有識者からなる第 13 回機構評価委員会を開催し、平成 26 年度の業務実績に関する自己評価等について点検・評価を実施した。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;  評価 b  計画どおり第三者機関による業務の点検・評価に十分取り組んだ。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;  特になし</p>	
		<p>③ 第三者機関による平成 26 年度の業務実績に係る点検・評価結果を必要に応じて業務運営に</p>	<p>③ 第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映  b：必要がなかった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  委員会の終了後、議事録を確認しつつ、業務運営に反映が必要な事項について検討を行い、委員指摘事項</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;  評価 b  四半期ヒアリング実施時に確認することにより、業務の点検・評価結果の確実な業務運営</p>	

		反映させる。	又は十分であった c：必要はあったが、やや不十分であった d：必要はあったが、不十分であった	への対応方針を決定した。これに基づき関係各部において業務運営への反映を行った。	への反映に十分取り組んだ。  <課題と対応> 特になし	
	(2) 補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家等から成る第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。	(2) 補助事業の審査・評価 平成26年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。	◇(2) 補助事業の審査・評価 ① 事業の達成状況等の自己評価 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 「補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則」に基づき、平成26年度の各事業の達成状況等について自己評価を行った。	<評価と根拠> 評価b 補助事業の的確な進行管理とともに、平成26年度補助事業の達成状況等についての自己評価に十分取り組んだ。  <課題と対応> 特になし	
			② 第三者機関による事業の審査・評価 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 平成27年7月1日に外部専門家・有識者からなる第21回補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の評価等を行った。	<評価と根拠> 評価b 関係各部との調整を経て、補助事業に関する第三者委員会を開催し、補助事業の審査・評価に十分取り組んだ。  <課題と対応> 特になし	
			③ 必要に応じた業務の見直し b：必要がなかった又は十分であった c：必要はあったが、やや不十分であった d：必要はあったが、不十分であった	<主要な業務実績> 補助事業に関する第三者委員会の結果を踏まえ、業務の見直しが必要な事項についての検討を行い、委員指摘事項への対応方針を決定した。これに基づき関係各部において必要な業務の見直しを行った。	<評価と根拠> 評価b 業務の必要な見直しを行った。また、見直しの実施状況について、四半期ヒアリング実施時に確認することにより、業務の点検・評価結果の業務運営への反映に十分取り組んだ。	

<p>(2) 法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成 22 年 3 月 23 日独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を踏まえ、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスの推進等、引き続き内部統制の充実・強化を図る。</p>	<p>(3) 法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成 22 年 3 月 23 日独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を踏まえ、内部監査の実施、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスの推進等、引き続き内部統制の充実・強化を図る。</p>	<p>(3) 内部統制機能の充実・強化 内部統制機能の充実・強化を図るため、次の取組を行う。 ①平成 27 年度内部監査年度計画に基づく内部監査の実施。</p>	<p>◇(3)内部統制機能の充実・強化 ① 内部監査マニュアルに基づく内部監査の実施 分母を内部監査年度計画における被監査部署(テーマ別監査を含む。以下同じ。)の数とし、分子を内部監査を実施した被監査部署の数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 平成 27 年度内部監査年度計画（平成 27 年 7 月 23 日付け 27 農畜機第 1994 号）に基づき、特産調整部、総務部、企画調整部、地方事務所の所掌業務、公文書の管理等に関する法律に基づく法人文書等の管理等、随意契約等見直し計画等に基づく取組及び情報セキュリティ規程に基づく情報セキュリティの実施について、内部監査を実施し、内部監査報告書を取りまとめ、理事長に報告した。</p>	<p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p> <p>&lt;評価と根拠&gt; 評価 b 内部監査については、平成 27 年度内部監査年度計画における被監査部署 4 部署及び 3 テーマ（計 7 件）について、計画どおり実施することができた。 達成度合は、100%（7 件 / 7 件）であった。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	
---	---	--	--	--	---	--

<p>② コンプライアンス委員会において審議された平成27年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進に向けた計画的な取り組み。</p>	<p>② コンプライアンス推進に向けた計画的取組  b:取り組みは十分であった  c:取り組みはやや不十分であった  d:取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  平成27年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進相談等窓口の周知と適切な対応、研修の実施、内部監査、推進状況の点検、「コンプライアンス推進の日」(各四半期初月の第3木曜日)の取組、教育資材の活用、認識度調査等について、計画どおり実施した。  また、平成28年3月10日に第9回コンプライアンス委員会を開催し、平成27年度のコンプライアンス推進実績及び推進状況の点検結果を報告するとともに、平成28年度コンプライアンス推進計画について審議の上、これを策定した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;  評定b  計画どおり実施し、コンプライアンスに関する役職員の理解と認識を深めることができた。  &lt;課題と対応&gt;  特になし</p>	
<p>③ 組織目標の達成等に必要情報を適切に伝達し、役職員間の意思疎通及び情報の共有化を図るため、幹部会の定期的な開催。</p>	<p>③ 役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進  b:取り組みは十分であった  c:取り組みはやや不十分であった  d:取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  組織に与えられたミッションを有効かつ効率的に実施するための内部統制の充実に努めるため、理事長のマネジメントにより、原則、毎週、幹部会を開催し、業務運営の方向性を明確に伝えるとともに、組織として取り組むべき課題の把握・対応等を協</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;  評定b  計画どおり幹部会(原則毎週)の開催やイントラネットへの掲載を通じ、役職員間の意思疎通及び情報の共有化に十分取り組んだ。  &lt;課題と対応&gt;  特になし</p>	

		<p>④ 個人情報の適正な取扱いを通じた個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護対策を講じる。</p>	<p>④ 個人情報保護対策の推進  b:取り組みは十分であった  c:取り組みはやや不十分であった  d:取り組みは不十分であった</p>	<p>議し、その内容をイントラネットに掲載するなどして役職員に広く周知を図った。</p> <p>&lt;主要な業務実績&gt;  5月29日、6月18日及び6月24日に情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会（総務省等）に職員7名を参加させるとともに、当該研修会に参加した職員を講師に、12月24日に平成27年度採用職員を対象とした「個人情報取扱研修」を開催した。また、地方事務所において派遣職員を対象に研修を行った（7月：鹿児島、10月：鹿児島、那覇）。  10月22日～12月16日に個人情報保護管理担当者（各課課長）を対象に個人情報の取扱いに関する自己点検を実施し、現状を確認するとともに、適正な取扱いについて推進を図った。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;  評価b  職員に保有する個人情報の適正な取扱いの重要性を認識させるとともに、適切な保護対策等を習得させることができた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;  特になし</p>	
		<p>⑤ 理事長の意思決定を補佐するための役員会の開催。</p>	<p>⑤ 理事長の意思決定の補佐  b:取り組みは十分であった  c:取り組みはやや不十分であった  d:取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  中期計画の変更、財務諸表の認可申請等の業務運営等に関する重要事項について、理事長の意思決定を補佐するため、必要に応じて役員会を開催</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;  評価b  理事長の意思決定の補佐について、役員会の開催により、十分に取組んだ。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p>	

		⑥内部統制を適切に推進するための内部統制委員会の開催。	⑥ 内部統制の推進 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	し、審議を行った。 ＜主要な業務実績＞ 4月20日に内部統制委員会を開催し、関連規程の制定、改正状況及びモニタリングの実施方法について確認を行った。	特になし ＜評定と根拠＞ 評定b 内部統制委員会を開催し、内部統制の適切な推進を図ることができた。 ＜課題と対応＞ 特になし		
		⑦ 業務上のリスクを適切かつ効率的に管理するため、リスク管理の取り組みを推進する。	⑦ リスク管理対策の推進 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	＜主要な業務実績＞ 平成27年9月15日にリスク管理委員会を開催し、各部の業務についてのリスクの洗い出し、分析・評価の上作成した「リスク一覧表」等を審議し、リスク管理の実施を推進した。	＜評定と根拠＞ 評定b 計画どおり、リスク管理委員会を開催し、リスク管理の適切かつ効果的な実施について十分取り組んだ。 ＜課題と対応＞ 特になし		
(3) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。	(4) 政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、情報セキュリティポリシーの見直し等を行うこととし、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するための取組を推進する。	(4) 情報セキュリティ対策の向上 政府機関統一基準群を含む政府関係機関の一連の対策を踏まえて、適宜、情報セキュリティ規程並びに情報セキュリティ対策マニュアルの見直しを行うこととし、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するための取組を	◇(4) 情報セキュリティ対策の向上 (指標＝規程等の見直し、規程等の周知、実施状況の点検、監査、対策実施の改善等) b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	＜主要な業務実績＞ ① 政府統一基準群の改訂や農林水産省のセキュリティ規則の全部改正を踏まえ、当機構のセキュリティ規程の全部改正を5月に行い、9月には同規程に基づく基準・手順等の関連規程の新規制定を行った。その後も業務実態に即し、適宜、同規程及び関連規程の見直しを行った。 ② 情報セキュリティ委員会を設置し、規程の内容等の審議や	＜評定と根拠＞ 評定b 政府機関等における最新のセキュリティ基準群等に基づき、当機構の規程を整備することができた。 また、同規程に基づくセキュリティ委員会において、当機構のセキュリティ対策について審議する体制を構築できた。 標的型メール訓練や研修、自己点検を継続的に実施し、研修等のアンケート結果においても有意義であるとの回答		

			<p>推進する。</p>		<p>情報セキュリティ対策推進計画や役職員に対する研修計画の了承を得た。</p> <p>③ 昨年度導入したサイバー攻撃を未然に検知する機器の運用を継続するとともに、新たにマルウェア（悪意のあるソフトウェア等の総称）等の挙動を検知するソフトウェアを導入した。さらに情報漏えい対策としてファイル暗号化システムを導入した。</p> <p>④ 標的型メール訓練の回数を増やし、かつ訓練回数を役職員に明示せずに実施した。</p> <p>⑤ 外部講師による情報セキュリティ研修、役職員による自己点検、eラーニング方式による研修を実施した。</p> <p>⑥ システム台帳の整備を引き続き行うことにより、各業務システムの点検を実施した。また、システム改善計画を策定し、進捗管理を行った。</p> <p>⑦ 外部専門家によるセキュリティ診断を実施し、情報漏えい等の重大なセキュリティインシデントに直結するリスクのな</p>	<p>が多数を占めており、一定の評価を得ている。</p> <p>システム台帳の整備、システム改善計画の策定により、各情報システムのセキュリティ対策を計画的に実施することができた。</p> <p>情報システムごとにネットワーク構成の見直しを行い、個人情報を保有する情報システムのうち、インターネット接続を必要としないものについては分離することができた。</p> <p>IT 技術支援の契約内容を見直し、情報セキュリティアドバイザー業務を含む内容に変更できた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	
--	--	--	--------------	--	---	--	--

				いことを確認した。 ⑧ 個人情報等を保有する情報システムのインターネット接続からの分離を図るため機構内の情報システムのネットワーク構成の見直しを行い、インターネット接続が必要ない一部の情報システムを分離した。 ⑨ 内部監査の指摘に基づき、IT 技術支援業務の契約内容を変更し、新たに新年度から情報セキュリティアドバイザーを置くこととした。		
	(5) 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。 特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。	(5) 緊急時を含めた連絡体制の整備 所管部局との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について所管部局との情報交換を積極的に行う。 特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに所管部局の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。	◇(5)緊急時を含めた連絡体制の整備 (指標＝所管部局との連絡体制の整備、情報交換の実施等) b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 農林水産省の担当部局を含めた緊急時の連絡網の整備・更新を行った。また、ソフトウェアの脆弱性情報の共有やセキュリティに関するアップデートの実施状況等について、担当部局に連絡・相談することにより情報交換を行った。 6月以降は、日本年金機構の個人情報流出事案を踏まえ、農林水産省のセキュリティ点検シートによる点検を行ったほか、8月に発生したマルウェア感染調査及び 11	<評価と根拠> 評価 b セキュリティインシデントが発生した際の機構内及び農林水産省担当部局との連絡網を整備・更新し、連絡体制を整備することができた。また、農林水産省から提供される脆弱性情報について機構内で情報共有を図り、その対応状況について同省へ報告すること等を通じて、情報交換を的確に行うことができた。 また、セキュリティ点検シートにより機構の情報セキュリティの点検を行い、今後取るべきセキュリティ対策の見	

				月に発生した情報システムのアクセス障害について、農林水産省へ速やかに連絡し状況を報告するとともに、その復旧に向けた対策を実施した。	直しを行うことができた。 <課題と対応> 8月に発生したマルウェア感染調査時に、外部通信を約1.5日間遮断することとなり、課題として、外部通信を一定期間遮断せざるを得なくなった場合の対応が確立していないことが明らかとなった。 この対応として、外部通信遮断時に外部通信を行う必要がある情報システムについて、業務を継続するための実施計画を作成した。その実施計画に基づき、2月以降、順次訓練を実施しているところ。	
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-4	4 機能的で効率的な組織体制の整備 (1)必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し (2)理事数についての検証等

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
4 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。  また、業務運営に真に必要な最小限の理事の数について、副理事長との役割分担等について検証の上、結	4 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。  また、業務運営に真に必要な最小限の理事の数について、副理事長との役割分担等について	4 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。  また、業務運営に真に必要な最小限の理事の数について、組織体制の見直し等を踏まえ、理	○4 機能的で効率的な組織体制の整備 ◇(1)必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し b:必要がなかった又は十分であった c:必要はあったが、やや不十分であった d:必要はあったが、不十分であった  ◇(2)理事数についての検証等 (指標=理事の分掌、副理事長との役割分担、業務の実績等の検証、あるいは	<主要な業務実績> 諸情勢の変化等は発生しなかったため、業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から組織体制の整備を図る必要はなかった。	<評価と根拠> 評価b 組織体制の整備を図る必要はなかった。  <課題と対応> 特になし	
				<主要な業務実績> 理事数の検証については、基本的な理事の分掌、副理事長との役割分担等を整理、検証し、それに基づき各	<評価と根拠> 評価b 理事の分掌、業務の実績等の検証に取り組むことができた。	

	論を得る。	検証の上、結論を得る。	事の分掌、副理事長との役割分担等を検証する。	結論を得る。) b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	理事の職務の状況について取りまとめ、理事長に報告した。	<課題と対応> 特になし	
--	-------	-------------	------------------------	--	-----------------------------	-----------------	--

4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-5	5 補助事業の効率化等 (1) 補助事業についての事業実施主体の選定への公募の実施 (2) 施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施 (3) 補助事業の適正、効率的な実施の確保

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
事業実施計画の整備件数	—	112件	112件	161件	50件			
事業実施計画承認申請前に協議(書面を含む)を行った整備件数	全ての整備についての協議の実施	112件	112件	161件	50件			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%			
事後評価で事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合	90%以上	90%	90%	90%	90%			
事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合の実績	—	68%	71%	70%	95%			
達成度合	—	78%	79%	78%	106%			
新規に実施した補助事業数(拡充事業を含む。)	—	8事業	12事業	13事業	4事業			
事業説明会を開催した又は巡回指導を行った事業数	全ての新規事業等に係る説明会等の実施	8事業	12事業	13事業	4事業			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%			
要領、実施計画及び交付申請の合計件数	—	13,678件	4,671件	1,452件	1,162件			
目標業務日以内で承認及び交付決定の通知を行った件数	10業務日以内の承認及び交付決定の通知	13,677件	4,671件	1,451件	1,161件			
達成度合	—	99.9%	100%	99.9%	99.9%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			
				業務実績	自己評価		
<p>5 補助事業の効率化等</p> <p>(1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとする。</p>	<p>5 補助事業の効率化等</p> <p>(1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとする。</p>	<p>5 補助事業の効率化等</p> <p>(1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとする。</p>	<p>○5 補助事業の効率化等</p> <p>◇(1) 補助事業についての事業実施主体の選定への公募の実施 b:公募を実施した d:公募を実施しなかった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>平成 28 年度当初予算に係る畜産業振興事業及び野菜農業振興事業について、事業の公表後、事業実施主体の選定に当たって公募を行った。</p> <p>このほか、平成 27 年度当初予算に係る畜産業振興事業について追加で公募を行った。</p> <p>(内訳)</p> <p>畜産分野：年 2 回、10 事業</p> <p>野菜分野：年 3 回、2 事業</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価 b</p> <p>畜産業振興事業及び野菜農業振興事業について、事業実施主体の選定を公募方式で行うことにより、効率的かつ透明性の高い事業の実施を図ることができた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし</p>		
<p>(2) 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、施設整備事業について費用対効果分析等の評価手法を踏まえた採択及び費用対効果分析を実施した施設整備事業についての事後評価を実施する。</p>	<p>(2) 効率的かつ効果的な施設整備事業の実施を図る観点から、以下の措置を講じる。</p> <p>① 事業実施計画の承認に当たり事業実施主体と協議を行う。</p>	<p>(2) 施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施</p> <p>① 事業実施計画承認申請の前に事業実施主体と協議（書面によるものを含む。）を行う。</p>	<p>◇(2)施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施</p> <p>① 事業実施主体との協議</p> <p>分母を事業実施計画の整備件数とし、分子を事業実施計画承認申請前に協議（書面を含む）を行った整備件数とする。</p> <p>b：達成度合は、</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>事業実施計画の承認の申請があった施設整備件数（50 件）について、事前に事業実施主体と協議（50 件）を行った。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価 b</p> <p>事業実施主体との事前協議を行うことにより、施設整備事業の効率的かつ効果的な実施を図ることができた。達成度合は、100%（50 件/50 件）であった。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし</p>		

			90%以上であった c : 達成度合は、 50%以上 90%未満 であった d : 達成度合は、 50%未満であった				
	② 費用対効果 分析、コスト分 析等の評価基準 を満たしている ものを採択す る。	② 費用対効果 分析・コスト分 析等の評価基準 を満たしている ものを採択す る。	② 費用対効果分 析・コスト分析等の 評価基準を満たし ているものの採択 b : 評価基準を満た しているものを採 択した d : 評価基準を満た しているもの以外 を採択した	<主要な業務実績> 評価手法が開発さ れている施設整備事 業について、効果が費 用を上回るが見 込まれるもの又はコ スト分析の評価基準 を満たしているもの を採択した。採択状況 は以下のとおり。 (費用対効果・採択件 数) 食肉流通改善合理化 支援事業 1件  小計 1件  (コスト分析・採択件 数) 酪農生産基盤確保・強 化緊急支援事業 42 件 肉用牛経営安定対策 補完事業 6件 食肉流通改善合理化 支援事業 1件  小計 49件 合計 50件	<評価と根拠> 評価 b 費用対効果分析手法 又はコスト分析手法に 基づく評価基準を満た す事業を採択すること により、施設整備事業の 効率的かつ効果的な実 施を図ることができた。  <課題と対応> 特になし		
	③ 設置する施 設等について は、必要に応じ て現地調査を行	③ 設置する施 設等について は、必要に応じ て現地調査を行	③ 設置する施設 等についての必要 に応じた現地調査 の実施	<主要な業務実績> 採択した施設等につ いて、年度の途中に おける工事の進捗等	<評価と根拠> 評価 b 事業実施計画の重要 な変更等が必要と認め		

	う。	う。	<p>b:必要がなかった 又は十分であった c:必要はあったが、やや不十分であった d:必要はあったが、不十分であった</p>	<p>に関する報告を受けたが、現地調査を必要とするものではなかった。</p>	<p>られる案件がなく、施設等の設置工事は事業実施計画に沿って進行していることを確認できた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	
	<p>④ 費用対効果分析を実施している事業においては、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目）までは利用状況の調査を行う。</p>	<p>④ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目）までのものの利用状況の調査を行う。</p>	<p>④ 設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目）までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施 b:必要がなかった 又は十分であった c:必要はあったが、やや不十分であった d:必要はあったが、不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 費用対効果分析を実施している事業で設置した対象施設全てについて、施設設置後3年目までのもの（23件）及び5年目までのもの（35件）について利用状況を確認するとともに、複数年度分のデータが蓄積された施設のうち施設の利用状況等が計画を下回るもの等の13件について現地調査・指導を行った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定b 現地調査を実施した新規参入円滑化対策事業については、施設を利用する農家の経営改善意識の醸成と、所属する農協等による指導等が不可欠なことから、現地調査を通じて、これらを当事者に周知することができた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	
	<p>また、3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の割合を90%以上にする。</p>	<p>また、3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の割合を90%以上にする。</p>	<p>⑤ 事後評価 効用が費用を上回る件数の割合を90%以上とする。 b:達成度合は、100%以上であった c:達成度合は、70%以上100%未満であった d:達成度合は、70%未満であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 目標年を3年（肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年）としている施設21件について、事後評価報告書を徴取し、効用が費用を上回ったか否かの審査・確認を行った。 その結果、1件（肉用牛生産の新規参入等を支援する事業）については、投資効率が</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定b 達成度合は106%（95%/90%）となった。引き続き、投資効率が1以下のものについては改善策を提出させ、当初目標を達成するよう指導した。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 達成度合は目標を上回ったものの、肉用牛生産の新規参入を支援す</p>	

	<p>なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。</p>	<p>なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。</p>		<p>1以下となり、全件数に占める投資効率1超の割合は、95%であった(21件中20件)。 投資効率が1以下のもの(1件)については、事業実施主体から改善策を報告させ、当初目標が達成できるよう指導した。 また、新規参入者の経営開始後3年目以降に行っている現地調査・指導については、平成26年度以降、早期指導の観点から、事業実施主体等と連携して支援体制の強化等に努め、経営開始当初のものも対象として行っており、平成27年度も引き続き同様に実施した。 平成27年度の調査結果等は、新規参入者の経営安定に資するため、取りまとめた上で平成28年度に機構のホームページ、情報誌等で情報提供する。</p>	<p>る事業においては、新規参入者の飼養管理技術が十分でない場合があることから、引き続き事業実施主体等と連携し、支援体制の強化等に努め、必要に応じて経営開始当初から現地調査・指導を行う(必要に応じて継続的に実施)。 また、これまでの調査・指導に基づく安定経営に向けた情報提供を関係者へ引き続き行うとともに、事業実施主体等に対して、新規参入者に対する技術・経営の支援の充実等を要請する。</p>	
<p>(3) そのほか、補助事業に関する業務執行規程等に基づき、的確な事業の進行状況を把握し、事業内容や採択要件等事業に関する各種情報の公表等を行う。 また、畜産業振</p>	<p>(3) 補助事業に関する業務執行規程等に基づき以下の対応を行う。 ① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。</p>	<p>(3) 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程等に基づき、以下の措置を講じる。 ① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。</p>	<p>◇(3)補助事業の適正、効率的な実施の確保 ① 業務執行規程等の基準に基づいた事業の審査</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程に基づいて作成した審査基準チェックシートを用い、事業採択に当たり、基準に基づく審査を実施した(696件)。また、同</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定b 審査基準に基づく確認を起案文書ごとに行うことにより、事業の審査を的確に実施することができた。 &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	

<p>興事業について、補助金の最も効率的かつ迅速な交付の観点から、国における事業の改廃にも資するよう、決算上の不用理由の分析を行うとともに、補助金経由の在り方及び各法人等における基金の定期的な見直しを通じたその造成の在り方の見直しを行う。その上で、保有資金及び公益法人に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。</p>	<p>② 事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。</p>	<p>② 新規事業を中心に、事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。</p>	<p>b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった</p>	<p>シートを採択に係る全ての起案文書に添付して確認した。</p> <p>(内訳) 畜産分野:655件 野菜分野:41件</p>	<p>＜主要な業務実績＞ 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、畜産業振興事業における新規2事業・拡充1事業の全てについて、事業実施主体に対する事業説明会(9回)を実施するとともに、継続事業についても同様の会議(35回)を実施した。また、巡回指導(100回)を計画的に実施した。</p> <p>野菜農業振興事業における拡充1事業(加工・業務用野菜生産基盤強化事業)について、事業説明会(5回)を実施するとともに、39の事業実施主体に対して現地確認調査を実施した。</p>	<p>＜評定と根拠＞ 評定b 畜産業振興事業及び野菜農業振興事業における緊急対策を含む新規・拡充事業の説明会等を計画的に行うことにより、事業実施主体に対する指導の徹底を図ることができた。達成度は100%(4事業/4事業)であった。</p> <p>＜課題と対応＞ 特になし</p>	
							<p>③ 事業の進行管理システムにより、事業の進行状況を把握する。</p>

			d:取り組みは不十分であった		<課題と対応> 特になし	
	④ 毎年度、ホームページにおいて、事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を公表する。	④ ホームページにおいて、事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要及び事業実施地域等の採択した事業の概要を公表する。	④ ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 平成 27 年度に実施する畜産業振興事業及び野菜農業振興事業の事業概要及び採択した事業の概要について、情報発信が可能となった後、速やかにホームページにおいて公表した。	<評価と根拠> 評価 b 提供する情報について、計画どおり適期にホームページにおいて公表することにより、補助事業の適正、効率的な実施を図ることができた。	
	⑤ 事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、速やかに行う。	⑤ 事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間が 10 業務日以内である件数の全件数に占める割合を 90%以上とする。	⑤ 事務処理手続の迅速化 分母を受理した要領、実施計画及び交付申請の合計件数とし、分子を 10 業務日以内で行った要領、実施計画及び交付申請の合計件数とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る事業については対象件数から除外する。 b:達成度は、90%以上であった c:達成度は、50%以上 90%未満であった d:達成度は、50%未満であった	<主要な業務実績> 進行管理システムによる進行管理の徹底等により、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間が 10 業務日以内であった割合は 99.9%であった(総受理件数 1,162 件に対し、10 業務日以内に行った件数は 1,161 件)。 (内訳) 畜産分野:882 件/882 件 野菜分野:279 件/280 件	<評価と根拠> 評価 b 進行管理システムの活用等による進行管理の徹底により、速やかな事務処理を行うことができた。達成割合は 99.9% (1,161 件/1,162 件) であった。	
	⑥ 新規等の補助事業について	⑥ 新規等の補助事業について	⑥ 新規等の補助事業への適切な評	<主要な業務実績> 新たな評価手法を	<評価と根拠> 評価-	

	<p>は、事業効果を適切に評価できる手法を導入するとともに、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法等の改善を行う。</p>	<p>は、事業効果を適切に評価できる手法を導入する。また、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ評価手法等の改善を行う。</p>	<p>価手法の導入 b：適切な評価手法を導入した d：評価手法を導入しなかった</p>	<p>導入すべき補助事業はなかった。</p>	<p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	
	<p>⑦ 畜産業振興事業について、決算上の不用理由の分析を行うとともに、補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。</p>	<p>⑦ 機構の業務実施に必要な経費を確保するため、畜産業振興事業について、次の取組を行う。 ア 決算上の不用理由の分析を行う。</p>	<p>⑦ 評価手法の必要に応じた改善等 b：必要がなかった又は十分であった c：必要はあったが、やや不十分であった d：必要はあったが、不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 事業実施状況等を踏まえた結果、評価手法の改善等の必要がなかった。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価b 評価手法の改善等の必要がなかった。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	
	<p>また、同事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」と</p>	<p>イ 補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。</p>	<p>⑧ 決算上の不用理由の分析 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 平成26年度事業のうち不用額が大きい事業について、その理由を分析し、平成27年7月1日に開催した補助事業に関する第三者委員会において、その結果を報告した。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価b 不用額の大きい事業について、その理由を分析した。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	
			<p>⑨ 補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直し b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 生乳需要基盤強化対策事業において、事業実施主体に造成していた基金及び国産食肉流通合理化緊急資金支援事業において、事業実施主体に造成していた基金については、事業実施期間</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価b 平成27年度事業の実施要綱の制定・改正を通じて、補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行うことができた。</p>	

	<p>いう。)等に準じて定めた基準に基づき、国における事業の改廃に資するよう、中期目標期間中に全ての基金について見直しを実施する。その上で、保有資金及び公益法人に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。</p>		<p>分であった</p>	<p>が終了したことから閉鎖した。 また、自給飼料生産効率向上支援リース事業において、事業実施主体に造成していた基金を閉鎖し、平成28年度以降、事業実施主体が貸付料等を回収した場合は、速やかに機構に返還することとした。</p>	<p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	
		<p>ウ 造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づく基金の見直し等を行う。</p>	<p>⑩ 基準等の見直し b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 補助金適正化法施行令の改正（平成26年10月）を受け、基金基準等に準じて定めた基準（以下「基金管理基準」）を改正した。 また、改正後の基金管理基準に基づき、10基金の見直しを実施し、その結果について公表した。 なお、一部の基金については、不用額を返納させることとした。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価b 基金管理基準の改正を行うとともに、改正後の基金管理基準に基づき、基金の見直しを行うことができた。</p>	

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(「独立行政法人改革等に関する基本的方針（平成25年12月24日閣議決定）」のうち、法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直しへの対応)</p> <p>1 不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためのガバナンスの支援に努める件については、現地調査、本部でのヒアリング、事業説明会、ホームページの周知等を通じて実施している。</p> <p>2 不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る件については、関係する法律、規程により該当する者を事業の対象外とする等の措置が既に導入されている。</p>

3 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する件については、これらの内容を事業説明会及びホームページを通じて周知している。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-6	6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			
				業務実績	自己評価		
第4 財務内容の改善に関する事項 3 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組 砂糖勘定の累積欠損の解消に向け、糖価調整制度の趣旨及び関係者の取組等に基づき、収支改善に向けて講じる措置を踏まえ、交付金の交付業務等を適正に実施するとともに、短期借入れをするに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入	6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組 砂糖勘定の累積欠損の解消に向け、糖価調整制度の趣旨及び「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成22年9月農林水産省公表)等に基づき、収支改善に向けて講じる措置を踏まえ、交付金の交付業務等を適正に実施するとともに、短期借入れをするに当たっ	6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組 砂糖勘定の累積欠損の解消に向け、糖価調整制度の趣旨及び「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」等に基づく収支改善に向けた取組を踏まえ、交付金の交付業務等を適正に実施するとともに、短期借入れをするに当たっ	○6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組 (指標=適切な方法による借入金融機関の決定、適切な借入期間の設定) b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 短期借入金の借入れに当たり、平成28年3月22日に一般競争入札を実施し、平成28年度の借入金融機関を決定した結果、借入利率のうち固定利率(スプレッド)は、0%となった。 【参考】 応札金融機関：6社 【固定利率の推移】 <22年度> 0.05% <23年度> 0.01% <24年度> 0.009% <25年度> 0.001% <26年度> 0% <27年度> 0%  また、全ての借入れ	<評定と根拠> 評定b 競争性を持たせた決定方法により、借入利率のうち固定利率(スプレッド)を低く抑えることができた。 また、全ての借入れの借入期間を1週間以内とし利率(日本円タイガー)を最も低くすることにより、借入利息の削減を行うことができた。  <課題と対応> 特になし		

	<p>コストの削減に努める。</p> <p>また、農林水産省独立行政法人評価有識者会議において、講じている措置の不断の検証を行い、見直しを行う。</p>	<p>では、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの削減に努める。</p> <p>また、農林水産省独立行政法人評価有識者会議において、講じている措置の不断の検証を行い、見直しを行う。</p>	<p>適切な借入期間の設定等、借入コストの削減に努める。</p>		<p>について、借入期間を1週間以内としたことにより、変動利率（日本円タイボー）は最も低くなり、借入利息の削減を行うことができた。</p>		
--	--	---	----------------------------------	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-7	7 長期借入れを行う場合の留意事項

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
					業務実績	自己評価	
	2 長期借入れを行う場合の留意事項 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第14条（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第20条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、機構が長期借入れをするに当たっては市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図	7 長期借入れを行う場合の留意事項 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第14条第1項（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第20条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、機構が長期借入れをするに当たっては、市中の金利	—	○7 長期借入れを行う場合の留意事項 長期借入金の極力有利な条件での借入 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う)	<主要な業務実績> —	<評定と根拠> 評定—  <課題と対応> —	

る。	情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。					
----	--------------------------	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-1	1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務 ① 畜産業振興事業 3 緊急対策 (1) 畜産関係業務

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
養豚補填金を交付した回数	—	12,579件	3,011件	—	—				予算額(千円)	140,853,730	170,714,493	145,542,974	
目標業務日以内に交付した回数	21業務日以内の交付	12,579件	3,011件	—	—				決算額(千円)	132,797,550	102,106,089	75,027,299	
達成度合	—	100%	100%	—	—				経常費用(千円)	177,551,096	103,744,675	75,029,229	
									経常利益(千円)	△69,071,951	△8,124,020	△12,569,128	
									当期総利益(千円)	0	0	△29	
									従事人員数	57.9	57.9	53.6	

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、畜産振興事業全体に関するもの（生産者等へ交付される補助金等が含まれる。）を掲載している。

2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。

3) 予算額、決算額は支出額を記載。

4) 経常利益はマイナスとなっているが、これに対しては、臨時利益（返還金等）が充当される。なお、当期総利益のマイナスは、リース債務とこれに係る減価償却費の差である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項  1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 経営安定対策 (1) 畜産関係業	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 経営安定対策 (1) 畜産関係業	◎第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ○1 経営安定対策 (1) 畜産関係業			

<p>① 畜産業振興事業 ア 肉用牛対策 肉用牛経営の安定化のための補填金の交付等を行う。</p>	<p>務 ① 畜産業振興事業 ア 肉用牛対策 肉用牛生産者の経営の安定を図るため、価格の低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補填金の交付等を行う。</p>	<p>務 ① 畜産業振興事業 ア 肉用牛対策 肉用牛生産者の経営の安定を図るため、次の取組を行う。 ①肉用牛肥育経営安定特別対策事業について、補填金を迅速・的確に交付するため、補填金の交付状況等に応じて所要の基金造成を適切に行う。</p>	<p>務 ① 畜産業振興事業 ◇ア 肉用牛対策 (ア)肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る所要(当面の必要額)の基金造成 b: 取り組みは十分であった c: 取り組みはやや不十分であった d: 取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 厳しい経営環境が続く肉用牛肥育経営の安定を図ることを目的に肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る補填金を月ごとに交付できるよう、月ごとに生産者積立金に対応した基金造成必要額について基金造成を行った。 平成 27 年度基金造成額: 433 億 9 千万円</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b 補填金の交付に必要な基金造成額を月ごとに把握し、基金造成を適切に行うことができた。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	
		<p>② 都道府県団体から生産者への迅速な交付が行われるよう、都道府県団体を指導する。</p>	<p>(イ) 都道府県団体による生産者への迅速な交付について各種会議等での指導 b: 取り組みは十分であった c: 取り組みはやや不十分であった d: 取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 平成 27 年 4 月及び平成 28 年 2 月に全国会議を開催するとともに、月ごとに事務連絡文書を発出し、生産者への迅速な交付が行われるよう都道府県団体を指導した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b 全国会議において事務処理上の重要点を説明するとともに、予め事務連絡文書の発出等を行い、生産者への補填金交付に係る日程を毎回周知すること等により、生産者への迅速な補填金の交付について、都道府県団体を十分指導した。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	
<p>イ 養豚対策 養豚経営の安定化のための補填金の交付等を行う。</p>	<p>イ 養豚対策 養豚生産者の経営の安定を図るため、価格の低落等により生</p>	<p>イ 養豚対策 養豚生産者からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に</p>	<p>◇イ 養豚対策 生産者補填金の的確な交付 分母を養豚補填金を交付した回</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 平成 26 年度第 4 四半期、平成 27 年度第 1～第 3 四半期分に係る補填金は、平均粗収</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定一  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	

	産者の収益性が悪化した場合に的確に補填金の交付等を行う。	生産者補填金等を交付する。	数とし、分子を当該補填金を 21 業務日以内に交付した回数とする。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった	益が平均コストを上回ったため、交付されなかった。		
ウ 補完対策 経営安定対策の補完対策を行う。 本対策については、畜産に係る環境変化、事業実績や実施効果等を踏まえ、不断の見直しを行う。	ウ 補完対策 経営安定対策の補完対策を行う。 本対策については、畜産に係る環境変化、事業実績や実施効果等を踏まえ、不断の見直しを行う。	ウ 補完対策 経営安定対策の補完対策にあつては、新規・拡充事業について事業実施主体への指導等の取組を重点的に実施するなど、事業の効率的かつ適正な実施を図る。	ウ 補完対策 経営安定対策の補完対策の事業の効率的かつ適正な実施 分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は巡回指導を行った事業数とする。 b : 達成度合は、90%以上であった c : 達成度合は、50%以上 90%未満であった d : 達成度合は、50%未満であった	<主要な業務実績> 経営安定対策の補完対策にあつては、全ての新規・拡充事業について、事業説明会を実施した。(第1の5の(3)の②参照)	<評定と根拠> 評定 b  <課題と対応> 特になし	
3 緊急対策 (1) 畜産関係業務 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うも	3 緊急対策 (1) 畜産関係業務 畜産をめぐる諸情勢の変化に	3 緊急対策 (1) 畜産関係業務 畜産をめぐる諸情勢の変化に	○ 3 緊急対策 ◇(1) 畜産関係業務 口蹄疫等悪性伝染病発生時等	<主要な業務実績> 台風第 18 号による被害への畜産支援対策として措置された生産者負担金の免除	<評定と根拠> 評定 b 台風第 18 号による被害への畜産支援対策として措置された既存事業の要	

<p>のを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。</p> <p>また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中で機動的な対応が必要となることについて配慮する。</p>	<p>対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。</p> <p>また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中で機動的な対応が必要となることについて配慮するものとする。</p>	<p>対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。</p> <p>また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中で機動的な対応が必要となることについて配慮する。</p>	<p>における畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等の実施</p> <p>b：取り組みは十分であった</p> <p>c：取り組みはやや不十分であった</p> <p>d：取り組みは不十分であった（実施した年度のみ評価を行う）</p>	<p>及び要件の緩和等について、対策の公表後、速やかに事業を実施できるよう実施要綱の改正を迅速に行った。</p> <p>（事業数：6事業）</p> <p>また、平成26年度補正予算により措置された緊急経済対策について、予算繰越をした上で、引き続き平成27年度も事業を実施した。</p> <p>（事業数：1事業）</p>	<p>件緩和等について、機動的かつ円滑に対応することができた。また、緊急経済対策についても、予算繰越など弾力的な措置を講じつつ、機動的に対応することができた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>
---	--	---	--	---	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の乖離理由)</p> <p>子牛価格や牛・豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、関連する補填金等の発動が少なかったこと等のため。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-2	1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務 ② 加工原料乳生産者補給交付金の交付

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
加工原料乳 生産者補給 交付金の支 払請求件数	—	49件	47件	44件	44件				予算額(千円)	22,802,660	31,152,593	31,132,457	
目標業務日 以内に交付 した件数	18業務日 以内の交付	49件	47件	44件	44件				決算額(千円)	20,173,560	26,869,931	27,843,481	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%				経常費用(千円)	20,173,560	26,869,931	27,843,481	
受託数量等 を公表した 回数	—	12回	12回	12回	12回				経常利益(千円)	△1,759,113	0	△173,569	
目標業務日 以内に公表 した回数	9業務日以 内の公表	12回	12回	12回	12回				当期総利益(千円)	0	0	0	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%				従事人員数	5.10	5.10	5.30	

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、加工原料乳生産者補給交付金の交付事業全体に関するもの（指定生乳生産者団体へ交付される交付金が含まれる。）を掲載している。

- 2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。
- 3) 予算額、決算額は支出額を記載。
- 4) 平成25年度及び平成27年度の経常利益のマイナスに対しては、平成25年度は前中期目標期間繰越積立金取崩額を充当し、平成27年度は臨時利益を充当したため、当期総利益は0円となる。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務	1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務	1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務	○1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務		

<p>②加工原料乳生産者補給交付金の交付 ア 加工原料乳生産者補給交付金については、特別な事由を除き、指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>②加工原料乳生産者補給交付金の交付 ア 加工原料乳生産者補給交付金については、事務処理の迅速化等により、指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。</p>	<p>②加工原料乳生産者補給交付金の交付 ア 指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に生産者補給交付金を交付する。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。</p>	<p>② 加工原料乳生産者補給交付金の交付 ◇ア 生産者補給交付金の交付 分母を支払請求件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。 b:達成度合は、100%であった c:達成度合は、70%以上 100%未満であった d:達成度合は、70%未満であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 加工原料乳生産者補給交付金については、指定生乳生産者団体から交付申請書を受理した日から18業務日以内に全て交付した(44件)。 加工原料乳生産者補給交付金業務の一層の迅速化を図るに当たっては、指定生乳生産者団体に対して「加工原料乳生産者補給交付金交付関係業務の迅速化等について」の文書を発するとともに、その後においても電話等で指導を行った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定b 支払請求があった全てについて18業務日以内の交付ができた。達成度合は、100% (44件/44件)であった。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	
<p>イ ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した後に速やかに公表する。</p>	<p>イ 交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に公表する。</p>	<p>イ 交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に公表する。</p>	<p>◇イ 受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報の公表 分母を公表回数とし、分子を9業務日以内に公表した回数とする。 b:達成度合は、100%であった c:達成度合は、70%以上 100%未満であった d:達成度合は、70%未満であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報については、全て9業務日以内に公表した。 事務処理の迅速化等を図るに当たっては、都道府県及び指定生乳生産者団体へ文書を発し、相互連絡等について指導を行った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定b 加工原料乳認定数量等に係る情報を全て9業務日以内に公表できた。達成度合は、100% (12回/12回)であった。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

加工原料乳のうち、チーズ向け生乳数量がかなり減少したことにより、加工原料乳生産者補給交付金の交付数量が見込みより下回ったため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-3	1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務 ③ 肉用子牛生産者補給交付金の交付

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
肉用子牛生産者補給交付金等を交付した回数	—	8回	6回	4回	4回				予算額(千円)	21,330,466	21,332,632	21,333,516	
目標業務日以内に交付した回数	14業務日以内の交付	8回	6回	4回	4回				決算額(千円)	4,191,114	3,434,023	2,786,953	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%				経常費用(千円)	4,191,114	3,434,023	2,786,953	
肉用子牛生産者補給交付金等を交付した回数	—	4回	4回	4回	4回				経常利益(千円)	△13,734	△1,959	△2,752,997	
目標業務日以内に交付状況を公表した回数	5業務日以内の公表	4回	4回	4回	4回				当期総利益(千円)	0	0	10,465,393	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%				従事人員数	4.20	4.20	4.20	

- 注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、肉用子牛生産者補給交付金等交付事業全体に関するもの（生産者等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。
- 2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。
- 3) 予算額、決算額は支出額を記載。
- 4) 経常利益はマイナスとなっているが、これに対しては、臨時利益（返還金）が充当されるため、平成25年度、平成26年度の当期総利益は0円となる。27年度は業務対象年間終了に伴う返還金があり、当期総利益は105億円となる。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務	1 経営安定対策 (1) 畜産関係業	1 経営安定対策 (1) 畜産関係業	○1 経営安定対策 (1) 畜産関係業		

<p>③肉用子牛生産者補給交付金の交付 ア 肉用子牛生産者補給交付金については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。</p>	<p>務 ③肉用子牛生産者補給交付金の交付 ア 交付業務の迅速化 肉用子牛生産者補給交付金については、事務処理の迅速化等により、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。</p>	<p>務 ③肉用子牛生産者補給交付金の交付 ア 交付業務の迅速化 指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。</p>	<p>務 ③ 肉用子牛生産者補給交付金の交付 ◇ア 生産者補給交付金の交付 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数と生産者積立助成金を交付した回数の合計回数とし、分子をそれぞれの交付金等を14業務日以内に交付を完了した回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 平成26年度第4四半期、平成27年度第1～第3四半期に係る生産者積立助成金については、指定協会からの交付申請書を受理した日から14業務日以内に全て交付した。 交付業務の迅速化に当たっては、全国会議を開催して、事務スケジュールの順守の徹底等を図るとともに、指定協会に対して四半期ごとに事務連絡文書を発して周知した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定b 交付申請書を受理した日から14業務日以内にすべて交付することができた。達成度合は100%（4回/4回）であった。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	
<p>イ ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する生産者補給交付金の交付が終了した後に速やかに公表する。</p>	<p>イ 交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日以</p>	<p>イ 交付状況に係る情報の公表 (ア)交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日</p>	<p>◇イ ホームページ等による交付状況等の公表 (ア) 5業務日以内の公表 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数とし、分子を5業務日以内に公表を行った回数とする。 b：達成度合は、100%であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 全指定協会に対する生産者補給交付金の交付実績については、交付を終了した日（発動がないときは平均売買価格告示日）から全て5業務日以内に公表した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定b 事務処理を迅速に行った結果、計画的に公表することができた。達成度合は100%（4回/4回）であった。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	

	内に公表する。	以内に公表する。	c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった				
	また、生産者に対して生産者補給金等交付通知書（葉書）を送付すること等により、情報提供の質の向上を図る。	(イ)肉用子牛生産者補給金制度の適切な運用に資する目的で生産者に提供する情報の質の向上を図るため、生産者補給金交付通知書（葉書）等の活用を行う。	(イ) 生産者補給金交付通知書（葉書）の活用 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 生産者補給金等の発動がなかったため、生産者補給金交付通知書（葉書）の送付はしなかった。	<評定と根拠> － <課題と対応> 特になし		

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

肉用子牛の平均売買価格が全品種で高騰し、保証基準価格を上回ったことから、生産者補給交付金の発動がなかったため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-4	2 需給調整・価格安定対策 (1) 畜産関係業務 ① 指定食肉の売買 ② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
買入れ又は 売渡しの実 施回数	—	—	—	—	—				予算額（千円）	69,503	70,418	159,456	
目標業務日 以内に買入 れ又は売渡 しを実施し た回数	30 業務日 以内の買入 れ又は売渡 しを実施 した回数	—	—	—	—				決算額（千円）	0	0	82,965	
達成度合	—	—	—	—	—				経常費用（千円）	0	0	82,965	
指定食肉の 需給動向の 公表月数(計 画値)	12月	12月	12月	12月	12月				経常利益（千円）	0	0	0	
指定食肉の 需給動向の 公表月数(実 績値)	—	12月	12月	12月	12月				当期総利益(千円)	0	0	0	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%				従事人員数	0	0	4.70	
国が保管計 画の認定を 行った回数	—	—	—	—	—								
目標業務日 以内に調整 保管の交付 決定を行っ た回数	14 業務日 以内の交付 決定	—	—	—	—								
達成度合	—	—	—	—	—								

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、指定食肉の売買事業等に関するものの他、27年度はこれらに係る情報収集提供事業に関するものを掲載している。

2) 主要なインプット情報については、平成 26 年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成 27 年度は「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日)を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。

3) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
					業務実績	自己評価	
	2 需給調整・価格安定対策  (1)畜産関係業務  ①指定食肉の売買 指定食肉の価格安定を図るため、指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から 30 業務日以内に売買業務を実施する。	2 需給調整・価格安定対策  (1) 畜産関係業務  ①指定食肉の売買 ア 指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から 30 業務日以内に売買業務を実施する。	2 需給調整・価格安定対策  (1) 畜産関係業務  ①指定食肉の売買 ア 指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から 30 業務日以内に売買業務を実施する。	○ 2 需給調整・価格安定対策 ◇(1) 畜産関係業務 ① 指定食肉の売買 ア 30 業務日以内の買入れ又は売渡しの実施 分母を指定食肉の買入れ又は売渡しの実施回数とし、分子を当該買入れ又は売渡しを決定した日から 30 業務日以内に買入れ又は売渡しを実施した回数とする。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった (実施した年度のみ評価を行う)	<主要な業務実績> 指定食肉の買入れは実施しなかった。	<評定と根拠> 評定－  <課題と対応> 特になし	
		イ 指定食肉の	イ 指定食肉の	イ 指定食肉の	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	

	買入れ・売渡しを適確に実施するため、指定食肉の需給動向を定期的に把握するとともに、指定食肉の価格安定に資するため、ホームページ等においてその情報を公表する。	買入れ・売渡しを的確に実施するため、指定食肉の需給動向を毎月（価格動向については毎日）把握するとともに、指定食肉の価格安定に資するため、ホームページ等においてその情報を公表する。	需給動向の公表 分母を12月とし、分子を公表した月数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	指定食肉の価格安定に資するため、日々の卸売価格、機構が行う各種調査の結果を取りまとめ、日、週及び月単位でホームページにおいて公表した。また、牛肉及び豚肉の需給動向に関する情報を情報誌に掲載するとともに、需給予測を毎月ホームページにおいて公表した。 なお、需給予測については、予測と実績の乖離状況等を分析の上、ホームページにおいて公表した。	評価 b 指定食肉等の需給動向等を、毎月、定期的に公表し、達成度合は、100%（12月/12月）であった。  <課題と対応> 特になし	
② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 畜産物の価格安定を図るため、国が保管計画の認定を行った場合は、認定した日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。	② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 畜産物の価格安定を図るため、畜産物の需給動向を定期的に把握するとともに、国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。	② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 畜産物の価格安定を図るため、畜産物の需給動向を毎月（指定食肉及び鶏卵の価格動向については毎日）把握するとともに、国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。	② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 ア 畜産物の需給動向の把握 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった  イ 14業務日以内の調整保管の開始 分母を国が保管計画の認定を行った回数とし、分子を当該	<主要な業務実績> 畜産物の価格安定に資するため、牛肉、豚肉、鶏卵については日々の卸売価格を、また、乳製品は毎月の大口需要者価格を、それぞれ確認・把握し、需給動向を分析した。	<評価と根拠> 評価 b 計画どおり畜産物の需給動向を把握することができた。  <課題と対応> 特になし	
				<主要な業務実績> 国において、生産者団体等による畜産物の調整保管に係る計画の認定が行われなかった。	<評価と根拠> 評価一  <課題と対応> 特になし	

				<p>保管計画の認定日から14業務日以内に調整保管の交付決定を行った回数とする。</p> <p>b：達成度は、100%であった</p> <p>c：達成度は、70%以上 100%未満であった</p> <p>d：達成度は、70%未満であった</p> <p>(実施した年度のみ評価を行う)</p>			
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

指定食肉売買事業及び調整保管事業は、指定食肉等の価格の動向から実施に至らなかったため。



値)																					
達成度合	—	100%	100%	100%	100%																
売買実績に係る情報の公表した回数	—	12回	12回	12回	12回																
目標業務日以内に公表した回数	19 業務日以内の公表	12回	12回	12回	12回																
達成度合	—	100%	100%	100%	100%																

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、指定乳製品等の輸入・売買事業全体に関するもの（輸入指定乳製品等の買入費等が含まれる。）を掲載している。

2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。

3) 予算額、決算額は支出額を記載。

4) 経常利益は、同一勘定（補給金等勘定）の加工原料乳生産者補給金等に充当した後の額。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	2 需給調整・価格安定対策	2 需給調整・価格安定対策	2 需給調整・価格安定対策	○ 2 需給調整・価格安定対策		
	(1) 畜産関係業務	(1) 畜産関係業務	(1) 畜産関係業務	(1) 畜産関係業務		
	③ 指定乳製品等の輸入・売買	③ 指定乳製品等の輸入・売買	③ 指定乳製品等の輸入・売買	③ 指定乳製品等の輸入・売買		
	ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときは、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20	ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときは、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者か	ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うものとし、機構が国内において輸入業者か	◇ア 20 業務日以内の需要者へ売渡しの実施 分母を輸入の契約数とし、分子を当該輸入に係る乳製品を 20 業務日以内に売渡した契約数とする。 ただし、20 業務日以内の売渡しが必要に悪影響を及ぼすと認	<主要な業務実績> バター及び脱脂粉乳の安定的な供給を確保する観点から、平成27年5月27日付けで農林水産大臣からバター10,000 トン、脱脂粉乳 5,000 トンの輸入承認を受け、バター133 件、脱脂粉乳 34 件の輸入業務委託契約を締結した。このうち、バター2,000 トン、脱脂粉乳 5,000 ト	<評定と根拠> 評価 b 平成27年5月27日付けで農林水産大臣から輸入承認を受け、年末までに輸入したバター133 件の契約全てについて 20 業務日以内に売渡しを行い、達成度合は 100% (133/133 件) であった。 なお、脱脂粉乳は、国内の需給に悪影響を及ぼさないよう、中期計画等のただし書きにより、20 業務

<p>業務日以内に需要者へ売渡しを行う。</p>	<p>ら現品を受けた日から20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。</p>	<p>ら現品を受けた日から20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。</p>	<p>められる場合を除く。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった (実施した年度のみ評価を行う)</p>	<p>ンについては、国内の需給状況を踏まえて売渡時期を判断することとし、バターは133件全てについて20業務日以内に売渡しを行った。 脱脂粉乳は、国内の需給に悪影響を及ぼさないよう、中期計画等のただし書きにより、20業務日以内の売渡しの対象から除外した。</p>	<p>日以内の売渡しの対象から除外した。  また、平成27年度は、国内の生乳生産量の増加に伴い乳業メーカーがバターの供給量を増やしたことに加え、乳業メーカーが小売用バターの製造により注力できるよう、機構は10,000トンの業務用バターを追加輸入したことなどから、バターの需給は安定に向かい、バターの店頭調査における家庭用バターの欠品率は12月下旬にゼロとなった。</p>	
<p>イ 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、その全量を確実に輸入するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。</p>	<p>イ 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を確実に輸入するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。</p>	<p>イ 国家貿易機関として、平成27年度に国から通知を受けた指定乳製品等の輸入数量を輸入手当てする。</p>	<p>◇イ 国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入及び手当て 分母を国から通知を受けた輸入数量とし、分子を輸入入札に付した数量とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 国家貿易機関として、平成27年度に国際約束に従って国が定めて機構に通知する数量の全量について、需給状況を踏まえて品目、数量等を決定し、輸入契約を締結した。 i) 国から通知を受けた数量 137,202トン ii) 輸入入札に付した数量(不落札分を除く) バター2,800トン 脱脂粉乳10,000トン ホエイ・調製ホエイ4,500トン デイリースプレッド330トン バターオイル 200ト</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定b 国から通知を受けた数量の全量について、輸入入札に付した上で契約を締結できた。達成度合は、100% (137,214トン/137,202トン) であった。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	

ウ 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。

◇ウ 国が指示する方針による、指定乳製品の的確な売り渡し等  
 (ア) 指定乳製品等の的確な売り渡し  
 分母を国が指示する方針による売渡計画の数量とし、分子を売渡入札に付した数量とする。  
 b: 達成度合は、100%であった  
 c: 達成度合は、70%以上 100%未満であった  
 d: 達成度合は、70%未満であった  
 (売渡計画において、売渡を行わない場合を除く。)

ン  
 全乳換算 137,214 トン

<主要な業務実績>  
 四半期ごとに農林水産省生産局長あてに届け出ている売渡計画に基づき、バター、脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイ、デリースプレッド並びにバターオイルを売渡入札に付した。  
 i) 売渡計画の数量 27,263 トン  
 ii) 売渡入札に付した数量 27,263 トン

<評定と根拠>  
 評定 b  
 指定乳製品等に係る売渡計画に基づき、全量を売渡入札に付すことができた。達成度合は、100% (27,263 トン/27,263 トン) であった。

<課題と対応>  
 特になし

また、指定乳製品等の売渡に当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格、用

また、指定乳製品等の売渡に当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品

(イ) 需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握  
 b: 取り組みは十分であった  
 c: 取り組みはやや不十分であった

<主要な業務実績>  
 指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保するため、四半期ごとに大手需要者との情報交換会議を開催し、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等に関して意見交換を行ったほか、

<評定と根拠>  
 評定 b  
 需要者の要望・意見等を把握するとともに、輸入商社等に品質面の改善等についてフィードバックすることができた。

<課題と対応>  
 特になし

	<p>途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p> <p>ウ 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を把握するとともに、生乳及び牛乳・乳製品の需給の安定に資するため、ホームページ等においてその情報を公表する。</p>	<p>質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p> <p>エ 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、毎月、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を把握するとともに、生乳及び牛乳・乳製品の需給の安定に資するため、ホームページ等において情報を公表する。</p>	<p>d：取り組みは不十分であった</p> <p>◇エ 生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報の公表 分母を12月とし、分子を上記のとおり公表した月数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>機構の売渡入札における落札需要者からも輸入乳製品に関する要望・意見等を把握した。</p> <p>&lt;主要な業務実績&gt; 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、毎月、生乳生産量、用途別処理量、バター及び脱脂粉乳の生産量等を把握するとともに、バターの品目別在庫量調査を実施し、ホームページにおいて公表した。 また、バター及び脱脂粉乳の需給予測を行い、毎月ホームページにおいて公表した。 なお、需給予測については、予測と実績の乖離状況等を分析の上、ホームページにおいて公表した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、「バターの品目別在庫量」及び「バター及び脱脂粉乳の需給予測」を、毎月、定期的にホームページに公表し、達成度合は、100%（12月/12月）であった。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	
<p>ウ 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を速やか</p>	<p>エ 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第14条の4に規定する農林水産大臣が定めて告示す</p>	<p>オ 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第14条の4に規定する農林水産大臣が定めて告示す</p>	<p>◇オ 売買実績に係る情報の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月19日までに公表した回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 前月分の指定乳製品等の買入れ・売戻しの実績について、ホームページにおいて翌月の19日までに全て公表した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b 売戻相手先に対して輸入許可書の速やかな提出を依頼すること等により、全ての月の買入れ・売戻し数量について、翌月の19日までに公表し、達成度合は、100%（12回/12回）であった。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	

に公表する。	る金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の19日までに公表する。	る金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の19日までに公表する。	未満であった d：達成度は、70%未満であった			
--------	--	--	----------------------------	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-6	1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ① 指定野菜価格安定対策事業 ② 契約指定野菜安定供給事業 ⑤ ホームページ等による業務内容等の公表

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数(指定野菜)	—	955件	1,123件	1,435件	869件				予算額(千円)	21,767,519	21,781,682	21,897,813	
目標業務日以内に交付した件数	11 業務日以内の交付	955件	1,123件	1,435件	869件				決算額(千円)	9,688,130	9,194,439	6,351,258	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%				経常費用(千円)	9,216,810	8,880,360	5,872,431	
登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数(契約指定野菜)	—	24件	36件	63件	21件				経常利益(千円)	0	0	△ 411,972	
目標業務日以内に交付した件数	22 業務日以内の交付	24件	36件	63件	21件				当期総利益(千円)	0	0	0	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%				従事人員数	13.50	13.50	13.60	
リレー出荷の特例措置に係る周知を図る者の総数(計画)	500者以上	—	500者	500者	500者								



<p>務日以内に交付する。</p>	<p>体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p>	<p>た日から11業務日以内に交付する。</p>	<p>うち11業務日以内に交付した件数とする。 b:達成度合は、100%であった c:達成度合は、70%以上 100%未満であった d:達成度合は、70%未満であった</p>			
<p>② 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付する。</p>	<p>② 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、事務処理の迅速化等により、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付する。</p>	<p>② 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付する。</p>	<p>② 契約指定野菜安定供給事業 ◇ア 生産者補給交付金の交付分母を登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち22業務日以内に交付した件数とする。 b:達成度合は、100%であった c:達成度合は、70%以上 100%未満であった d:達成度合は、70%未満であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 生産者補給交付金等の交付申請の総件数21件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付した件数は21件であった。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定b 申請内容について、電話による確認を個別に行うこと等により、目標期間内の交付に向けて迅速な手続に努めた結果、達成度合は、100% (21件/21件) であった。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	
<p>また、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援については、国によるリレー出荷の特例措置に係る認定が、中期目標期間中 30</p>	<p>また、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援については、中期目標期間中 30グループ以上のリレー出荷の特</p>	<p>また、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援については、中期目標期間中 30グループ以上のリレー出荷の特</p>	<p>◇イ リレー出荷に係る特例措置の周知 分母を説明会の開催やパンフレットの配布を通じて周知を図る者の総数 500</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; リレー出荷の特例措置等に係るパンフレットを機構登録生産者、法人協会に所属する野菜生産者等1,737者に配布した。また、野菜の交流会等</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定b リレー出荷の特例措置等の周知等を十分に行うことができ、達成度合は347% (1,737者/500者) であった。</p>	

<p>グループ以上行われることを目標に、本特例措置の効果的な周知を行い、機構が設定する効果的な周知等に係る目標の達成状況について厳格に検証し、本特例措置の利用促進に関する見直しを行う。</p>	<p>例措置に係る認定に資するよう、生産者に加え、実需者や流通業者等を対象に、国と連携した事業の活用を促進する説明会等の年2回以上の実施やパンフレットの配布、リレー出荷の優良事例の紹介等を通じて、毎年500以上の者に対して当該特例措置の周知を図る。</p> <p>また、効果的な周知に係る当該目標の達成状況について厳格に検証し、本特例措置の利用促進に関する見直しを行う。</p>	<p>例措置に係る認定に資するよう、生産者に加え、実需者や流通業者等を対象に、国と連携した事業の活用を促進する説明会等の年2回以上の実施やパンフレットの配布、リレー出荷の優良事例の紹介等を通じて、毎年500以上の者に対して当該特例措置の周知を図る。</p>	<p>者とし、分子をこれらの周知活動を通じて周知を図った実績者数とする。</p> <p>b：達成度合は、100%以上であった</p> <p>c：達成度合は、70%以上 100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>を活用し説明会(6回)を実施した。</p>	<p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	
<p>⑤ ホームページ等による業務内容等の公表</p> <p>ホームページ等において、透明性を確保する観点から、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月公表する。</p>	<p>⑤ ホームページ等による業務内容等の公表</p> <p>本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量、価格等に関する情報を、</p>	<p>⑤ ホームページ等による業務内容等の公表</p> <p>ホームページ等において、透明性を確保する観点から、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量及び価格等に関する情報を、原則と</p>	<p>◇⑤ ホームページ等による業務内容等の公表</p> <p>野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量及び価格等の公表</p> <p>分母を12月とし、分子を公表した月数とする。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量及び交付金額について毎月ホームページに掲載した。</p> <p>また、対象出荷期間の終了月の翌月に、指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価 b</p> <p>年度を通じて、毎月公表し、達成度合は、100% (12月/12月) であった。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	

	原則として毎月公表する。	して毎月公表する。	b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	額をホームページに掲載した。		
--	--------------	-----------	--	----------------	--	--

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

指定野菜の卸売価格が、天候不順による生育遅れ等により、平均価格を上回った期間が長かったことから、交付金額が予算額を下回ったため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報

- 2-7
- 1 経営安定対策
  - (2)野菜関係業務
    - ③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業
    - ④ 野菜農業振興事業
  - 2 需給調整・価格安定対策
  - (2)野菜関係業務
    - ① 野菜農業振興事業
    - ② ホームページ等による業務内容等の公表
  - 3 緊急対策
  - (2)野菜関係業務

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
野菜価格安定法人別の品目ごとの交付申請の総件数(特定野菜)	—	763件	939件	969件	679件				予算額(千円)	3,280,555	4,174,767	4,784,022	
目標業務日以内に交付した件数	11業務日以内の交付	763件	939件	969件	679件				決算額(千円)	981,643	1,920,340	2,331,770	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%				経常費用(千円)	817,105	1,801,689	2,254,581	
野菜の需給動向・価格動向等に関する情報の公表月数(計画値)	12月	12月	12月	12月	12月				経常利益(千円)	△81	△8	△157,501	
野菜の需給動向・価格動向等に関する情報の公表月数(実績値)	—	12月	12月	12月	12月				当期総利益(千円)	0	0	0	
									従事人員数	15.50	15.50	15.40	

達成度合	—	100%	100%	100%	100%								
------	---	------	------	------	------	--	--	--	--	--	--	--	--

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、野菜農業振興事業全体に関するもの（生産者等へ交付される補助金等が含まれる。）を掲載している。

2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。

3) 予算額、決算額は支出額を記載。

4) 経常利益はマイナスとなっているが、これに対しては、臨時利益（返還金等）が充当されるため、当期総利益は0円となる。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
					業務実績	自己評価	
	1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。	1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、事務処理の迅速化等により、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。	1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。	○1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ◇③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 助成金の交付 分母を都道府県の野菜価格安定法人別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち11業務日以内に交付した件数とする。 b:達成度合は、100%であった c:達成度合は、70%以上100%未満であった d:達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 助成金の交付申請の総件数679件に対し、交付申請を受理した日から交付を行った日までの期間が11業務日以内であった割合は100%であった（総受理件数679件に対し、11業務日以内に行った件数は、679件）。	<評定と根拠> 評定b 目標期間内の交付に向けて、申請書等の迅速な確認・決裁に努めた結果、達成度合は、100%（679件/679件）であった。  <課題と対応> 特になし	
	④ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜生産農	④ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜生	④ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜生	◇④ 野菜農業振興事業 国、事業実施主体等との連携	<主要な業務実績> 機構主催の会議等において契約野菜収入確保モデル事業の	<評定と根拠> 評定b 事業の積極的なPRに努めた結果、1次、2次公	

<p>家の経営安定を図るため、野菜の生産・流通の合理化に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>産農家の経営安定を図るため、野菜の生産・流通の合理化に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>産農家の経営安定を図るため、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>に基づく野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施  b：取り組みは十分であった  c：取り組みはやや不十分であった  d：取り組みは不十分であった  （実施した年度のみ評価を行う。）</p>	<p>説明を行った。その他、業界紙への広告掲載、法人協会等を通じたパンフレットの配布等により、事業の普及を図った。  また、事業実施主体にヒアリング等を実施し、事業の効果及び課題を取りまとめて農林水産省に報告した。また、事業の適正実施を図るため農林水産省と協議を行い、事業対象者をより明確にすることとし、「契約野菜収入確保モデル事業補助実施要領」を改正した。</p>	<p>募合わせて48事業実施主体(132契約)を採択した。  また、平成28年度のモデル事業を適正に実施するための規程改正を行った。  &lt;課題と対応&gt;  特になし</p>	
<p>2 需給調整・価格安定対策  (2)野菜関係業務  ①野菜農業振興事業  野菜農業振興事業は、野菜の需給調整を図るため、野菜の需給の調整に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等と</p>	<p>2 需給調整・価格安定対策  (2)野菜関係業務  ①野菜農業振興事業  野菜農業振興事業は、野菜の需給調整を図るため、野菜の需給の調整に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行</p>	<p>2 需給調整・価格安定対策  (2)野菜関係業務  ①野菜農業振興事業  野菜農業振興事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>○2 需給調整・価格安定対策  (2)野菜関係業務  ◇①野菜農業振興事業の実施  ア 国、事業実施主体等との連携に基づく野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施  b：取り組みは十分であった  c：取り組みはやや不十分であった  d：取り組みは</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  国、事業実施主体等と連携し、産地情報調査員設置事業23件、野菜緊急需給調整推進助成事業18件を実施するとともに、野菜需給協議会等各種会議(22回)の場を活用して事業の普及・推進を図った。  加工・業務用野菜生産基盤強化事業について、事業実施主体等と連絡・調整を密に行うとともに、事業実施計画の承認等を踏まえ、本事業の課題を整理し、農林水産省と調</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;  評定b  産地情報調査員設置事業により産地に調査員を設置するとともに、野菜緊急需給調整推進助成事業を実施した。  また、野菜需給協議会等様々な機会を活用して、事業の普及・推進を図ることができた。  事業実施主体90者に対して交付決定を行うなど事業を適切に実施した。  また、28年度から、事務負担の大幅な軽減が適正に実施されるよう事業計画の変更要件を緩和するための要領改正等を行</p>	

<p>の明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p>		<p>不十分であった</p>	<p>整の上、事業計画の変更要件を緩和するための要領改正等を行った。</p>	<p>った。 ＜課題と対応＞ 特になし</p>	
<p>また、緊急需給調整事業については、国による個々のメニューの実施の必要性や効果等についての厳格な検証及び関係者の意見等を踏まえたメニューの廃止も含めた見直しを行う。</p>	<p>また、緊急需給調整事業については、国による個々のメニューの実施の必要性や効果等についての厳格な検証及び関係者の意見等を踏まえたメニューの廃止も含めた見直しを行う。</p>	<p>また、緊急需給調整事業については、平成26年度に国に提出した機構の提案につき、国と協議を継続するとともに、国からの要請に応じ、国の事業メニューの見直し作業に必要な情報の提供等を行う。</p>	<p>イ 緊急需給調整事業の見直しに向けた検討 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>＜主要な業務実績＞ 機構の見直し案を踏まえ、農林水産省と協議を実施するとともに、協議を促進するため、見直し作業のスケジュールについて、調整した。</p>	<p>＜評価と根拠＞ 評価 b 事業メニューの見直しについて検討するとともに、見直しスケジュール等について、農林水産省と共通認識を持つことができた。 ＜課題と対応＞ 特になし</p>	
<p>② ホームページ等による業務内容等の公表 ホームページ等において、需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。</p>	<p>② ホームページ等による業務内容等の公表 需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、ホームページ等において、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。</p>	<p>② ホームページ等による業務内容等の公表 ホームページ等において、需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。</p>	<p>② ホームページ等による業務内容等の公表 野菜の需給・価格等に関する的確な情報の公表 分母を12月とし、分子を公表した月数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、</p>	<p>＜主要な業務実績＞ 野菜の需給・価格に関する統計データについて、毎月ホームページで公表するとともに、調査した産地の動向、新たに実施した冷凍野菜の実態調査及び野菜需給協議会の概要等についても公表した。</p>	<p>＜評価と根拠＞ 評価 b 生産者の経営判断に資するよう、野菜の需給・価格に関する統計データ等について毎月公表するとともに、野菜需給協議会等の概要を公表することができた。達成度合は、100%（12月/12月）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし</p>	

				70%未満であった			
3 緊急対策 (2)野菜関係業務 野菜をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策等を行う。	3 緊急対策 (2)野菜関係業務 野菜をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策等を行う。	3 緊急対策 (2)野菜関係業務 野菜をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策等を行う。	○3 緊急対策 ◇(2)野菜関係業務 野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策の実施 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う)	<主要な業務実績> 発動すべき事態が発生しなかったため、実施しなかった。	<評定と根拠> －  <課題と対応> 特になし		

4. その他参考情報 (予算と決算の乖離理由) 特定野菜等の卸売価格が、天候不順による生育遅れ等により、平均価格を上回った期間が長かったことから、助成金額が予算額を下回ったため。
---

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-8	1 経営安定対策 (3) 砂糖関係業務 ① 甘味資源作物交付金の交付 ② 国内産糖交付金の交付 ③ ホームページ等による業務内容等の公表 2 需給調整・価格安定対策 (3) 砂糖関係業務

2. 主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
甘味資源作物交付金概算払請求の総件数	—	164 件	179 件	184 件	181 件				予算額 (千円)	65,057,264	64,641,478	63,119,854	
目標業務日以内に交付した件数	8 業務日以内の交付	164 件	179 件	184 件	181 件				決算額 (千円)	61,674,032	59,471,059	62,040,175	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%				経常費用 (千円)	61,614,931	59,465,541	62,040,224	
国内産糖交付金の申請書の受理期の合計	—	30 期	34 期	36 期	34 期				経常利益 (千円)	3,502,238	3,069,661	1,714,943	
目標業務日以内に交付した期の合計	18 業務日以内の交付	30 期	34 期	36 期	34 期				当期総利益 (千円)	3,502,238	3,133,525	1,714,943	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%				従事人員数	23.70	23.70	23.68	
交付決定数量を公表した回数	—	12 回	12 回	12 回	12 回								
目標の期日までに公表し回数	翌月 15 日までの公表	12 回	12 回	12 回	12 回								
達成度合	—	100%	100%	100%	100%								
売買実績を	—	12 回	12 回	12 回	12 回								

公表した回数																			
目標の期日までに公表し回数	翌月 15 日までの公表	12 回	12 回	12 回	12 回														
達成度合		100%	100%	100%	100%														

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、甘味資源作物交付金の交付事業等の全体に関するもの（生産者等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。

2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。

3) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	1 経営安定対策  (3)砂糖関係業務  ① 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	1 経営安定対策  (3)砂糖関係業務  ① 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	1 経営安定対策  (3)砂糖関係業務  ① 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	○1 経営安定対策  (3)砂糖関係業務  ◇① 甘味資源作物交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、甘味資源作物交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付を完了した件数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 甘味資源作物交付金については、概算払請求があった181件全てについて、8業務日以内に交付金を交付した。	<評定と根拠> 評定b 進行管理表に基づく進行管理を徹底することにより、全ての交付申請について期間内に交付することができた。達成度合は、100%（181件/181件）であった。  <課題と対応> 特になし

<p>② 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>② 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>② 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>◇② 国内産糖交付金の交付 分母を交付申請があった、てん菜糖、鹿児島県産甘しゃ糖、沖縄県産甘しゃ糖の申請書受理期の合計とし、分子を18業務日以内に交付を完了した期の合計とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 国内産糖交付金については、交付申請があった延べ34期における165件全てについて、18業務日以内に交付金を交付した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定b 進行管理表に基づく進行管理を徹底することにより、全ての交付申請について期間内に交付することができた。達成度合は、100%(34期/34期)であった。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	
<p>③ ホームページ等による業務内容等の公表 ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を速やかに公表する。</p>	<p>③ ホームページ等による業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>③ ホームページ等による業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>◇③ ホームページ等による業務内容等の公表 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量について、翌月15日までに、ホームページにおいて公表した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定b 計画どおり、全て期限内に公表することができた。達成度合は、100%(12回/12回)であった。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	

				70%未満であった			
2 需給調整・価格安定対策	2 需給調整・価格安定対策	2 需給調整・価格安定対策	2 需給調整・価格安定対策	○ 2 需給調整・価格安定対策 ◇ (3) 砂糖関係業務 輸入指定糖・異性化糖等の売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 b: 達成度合は、100%であった c: 達成度合は、70%以上 100%未満であった d: 達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 砂糖の制度の仕組みについて、ホームページにおいて公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ及び売戻しにおける月ごとの売買実績について、翌月15日までにホームページにおいて公表した。	<評定と根拠> 評定b 計画どおり、全て期限内に公表することができた。達成度合は、100%(12回/12回)であった。  <課題と対応> 特になし	
(3) 砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を速やかに公表する。	(3) 砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。	(3) 砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。	(3) 砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。				

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-9	1 経営安定対策 (4) でん粉関係業務 ① でん粉原料用いも交付金の交付 ② 国内産いもでん粉交付金の交付 ③ ホームページ等による業務内容等の公表 2 需給調整・価格安定対策 (4) でん粉関係業務

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
でん粉原料用いも交付金の概算払請求の総件数	—	87件	87件	96件	86件				予算額(千円)	12,113,869	12,069,578	13,014,632	
目標業務日以内に交付した件数	8業務日以内の交付	87件	87件	96件	86件				決算額(千円)	10,917,219	11,030,563	12,181,052	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%				経常費用(千円)	10,916,738	11,030,299	12,181,052	
国内産いもでん粉交付金の申請書の受理期の合計	—	48期	48期	49期	48期				経常利益(千円)	△1,243,374	△218,605	△494,715	
目標業務日以内に交付した期の合計	18業務日以内の交付	48期	48期	49期	48期				当期総利益(千円)	0	0	0	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%				従事人員数	13.10	13.10	13.08	
交付決定数を公表した回数	—	12回	12回	12回	12回								
目標の期日までに公表した回数	翌月の15日までの公表	12回	12回	12回	12回								

達成度合	—	100%	100%	100%	100%										
売買実績を公表した回数	—	12回	12回	12回	12回										
目標の期日までに公表した回数	翌月の15日までの公表	12回	12回	12回	12回										
達成度合	—	100%	100%	100%	100%										

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、でん粉原料用いも交付金交付事業等の全体に関するもの（生産者等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。

2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。

3) 予算額、決算額は支出額を記載。

4) 経常利益はマイナスとなっているが、これに対しては、臨時利益（返還金）及び前中期目標期間繰越積立金取崩額（平成26年度及び平成27年度は後者のみ）が充当されるため、当期総利益は0円となる。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
1	経営安定対策  (4) でん粉関係業務 ① でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	1 経営安定対策  (4) でん粉関係業務 ① でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	1 経営安定対策  (4) でん粉関係業務 ① でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	○1 経営安定対策  (4) でん粉関係業務 ◇① でん粉原料用いも交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、でん粉原料用いも交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付を完了した件数とする。 b: 達成度合は、100%であった c: 達成度合は、70%以上 100%未満であった	<主要な業務実績> でん粉原料用いも交付金については、概算払請求があった86件全てについて、8業務日以内に交付金を交付した。	<評価と根拠> 評価b 進行管理表に基づく進行管理を徹底することにより、全ての交付申請について期間内に交付することができた。達成度合は、100%（86件/86件）であった。  <課題と対応> 特になし

<p>② 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>② 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>② 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>d : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>◇② 国内産いもでん粉交付金の交付 分母を交付申請があった、国内産いもでん粉の申請書受理期の合計とし、分子を18業務日以内に交付を完了した期の合計とする。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 国内産いもでん粉交付金については、交付申請があった延べ48期における85件全てについて、18業務日以内に交付金を交付した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b 進行管理表に基づく進行管理を徹底することにより、全ての交付申請について期間内に交付することができた。達成度合は、100%(48期/48期)であった。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	
<p>③ ホームページ等による業務内容等の公表 ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を速やかに公表する。</p>	<p>③ ホームページ等による業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公</p>	<p>③ ホームページ等による業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公</p>	<p>◇③ ホームページ等による業務内容等の公表 でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付決定数量の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量について、翌月15日までにホームページにおいて公表した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b 計画どおり、全て期限内に公表することができた。達成度合は、100%(12回/12回)であった。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	

	表する。	表する。	70%以上 100%未満であった d:達成度合は、70%未満であった				
2 需給調整・価格安定対策 (4)でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を速やかに公表する。	2 需給調整・価格安定対策 (4)でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。	2 需給調整・価格安定対策 (4)でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。	○ 2 需給調整・価格安定対策 ◇ (4) でん粉関係業務 輸入指定でん粉等の売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 b:達成度合は、100%であった c:達成度合は、70%以上 100%未満であった d:達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> でん粉の制度の仕組みについて、ホームページにおいて公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績について、翌月の15日までにホームページにおいて公表した。	<評定と根拠> 評定 b 計画どおり、全て期限内に公表することができた。達成度合は、100%(12回/12回)であった。  <課題と対応> 特になし		

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-10	4 資金の流れ等についての情報公開の推進 (1)畜産関係業務 (2)野菜関係業務 (3)砂糖関係業務 (4)でん粉関係業務

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
									予算額（千円）				
									決算額（千円）				
									経常費用（千円）				
									経常利益（千円）				
									行政サービス実 施コスト（千円）				
									従事人員数				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
4 資金の流れ等 についての情報公 開の推進 (1)畜産関係業務  機構が実施する 補助事業等の運営 状況等について、 国民に十分な説明 責任を果たす等の 観点から、機構か らの直接の補助対 象者のみならず、 そこから更に補助 を受けた者の団体 名、金額、実施時	4 資金の流れ 等についての情 報公開の推進 (1)畜産関係業 務  機構が実施する 補助事業等の 運営状況等につ いて、国民に十 分な説明責任を 果たす等の観点 から、機構から の直接の補助対 象者のみならず、 そこから更に補 助を受けた	4 資金の流れ 等についての情 報公開の推進 (1)畜産関係業 務  機構が実施する 補助事業等の 運営状況等につ いて、国民に十 分な説明責任を 果たす等の観点 から、以下の措 置を講じる。 ア 機構からの 直接の補助対象 者及びそこから	○ 4 資金の流れ 等についての 情報公開の推進 ◇ (1) 畜産関係 業務  ア 機構からの 直接補助対象者 等に係る情報公	<主要な業務実績> 機構からの直接の 補助対象者及びそこ	<評定と根拠> 評定b 計画どおり9月末まで	

<p>期等を公表する。 また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>者の団体名、金額、実施時期等を公表する。 また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。</p>	<p>開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>から更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を平成27年9月29日にホームページにおいて公表した。</p>	<p>に公表することができた。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	
<p>さらに、機構からの補助金により、事業実施主体等において造成された基金については、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。)等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているも</p>	<p>これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。</p>	<p>イ 生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。</p>	<p>イ 生産者等への資金に係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 生産者にわたった資金の事業別・地域別の総額を平成27年9月29日にホームページにおいて公表した。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価b 計画どおり9月末までに公表することができた。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	
<p>さらに、機構からの補助金により、事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているも</p>	<p>さらに、機構からの補助金により、事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているも</p>	<p>ウ 畜産業振興事業により、事業実施主体等において造成された基金については、基金造成後速やかに補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)に準じて定めた基準(平成24年度改正)に基づき、基金の名称、基金額等の基本的事項を公表する。</p>	<p>ウ 機構からの補助金による基金に係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 肥育安定基金について、基金管理基準に基づき、基金の名称、基金額等の基本的事項を平成28年2月26日にホームページにおいて公表した。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価b 基金管理基準に基づき、基本的事項を公表することができた。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	

<p>のも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。</p>	<p>年度毎に取りまとめ、当該年度中に機構において公表する。</p>	<p>エ 畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを事業返還金の活用理由等を付記した上で9月末までに公表する。</p>	<p>エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進  b：取り組みは十分であった  c：取り組みはやや不十分であった  d：取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  平成26年度の実績に係る畜産業振興資金に繰り入れられた補助事業の事業返還金を含む経理の流れを事業返還金の活用理由等を付記した上で、わかりやすい内容で平成27年9月29日にホームページにおいて公表した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;  評定b  平成26年度の実績に係る畜産業振興事業に繰り入れられた補助事業の事業返還金を含む経理の流れを、わかりやすい内容で期限内に機構ホームページにおいて公表することができた。  &lt;課題と対応&gt;  特になし</p>	
<p>(2)野菜関係業務  機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時</p>	<p>(2)野菜関係業務  機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更</p>	<p>(2)野菜関係業務  機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の措置を講ずる。  ア 機構からの直接の補助対象</p>	<p>◇(2)野菜関係業務  ア 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進  b：取り組みは十分であった  c：取り組みはやや不十分であった  d：取り組みは</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  平成26事業年度の野菜農業振興事業別に、事業実施主体ごとに交付金額をとりまとめ、平成27年9月30日にホームページにおいて公表した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;  評定b  計画どおり9月末までに情報を公開した。  &lt;課題と対応&gt;  特になし</p>	

<p>期等を公表する。 また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。</p>	<p>不十分であった</p>			
	<p>これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。</p>	<p>イ 生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。</p>	<p>イ 生産者等への資金に係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 平成26事業年度の事業（指定野菜、特定野菜等、契約指定野菜等）別に、県別に交付金額をとりまとめ、平成27年9月30日にホームページにおいて公表した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定b 計画どおり9月末までに情報を公開した。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	
<p>(3)砂糖関係業務 機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。</p>	<p>(3)砂糖関係業務 機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに機構において公表する。</p>	<p>(3)砂糖関係業務 機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を9月末までに公表する。</p>	<p>◇(3)砂糖関係業務 ア 機構からの補助金による基金等に係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 基金の保有状況について、平成27年9月30日に公表した。 なお、基金の閉鎖により、平成26年12月の時点で、基金残高は0円となっている。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定b 計画どおり9月末までに情報を公開した。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	

<p>また、機構が実施する交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。</p>	<p>また、機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。</p>	<p>また、機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。</p>	<p>イ 機構から交付金交付対象者への交付金に係る情報公開の推進  b：取り組みは十分であった  c：取り組みはやや不十分であった  d：取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  機構が徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期ごとに取りまとめ、その実績及び収支状況について当該四半期の最終月の翌月末までにホームページにおいて公表した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;  評定 b  計画どおり当該四半期の最終月の翌月末までに情報を公表することができた。  &lt;課題と対応&gt;  特になし</p>	
<p>(4) でん粉関係業務  機構が実施する交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。</p>	<p>(4) でん粉関係業務  機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定でん粉等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を</p>	<p>(4) でん粉関係業務  機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定でん粉等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を</p>	<p>◇(4) でん粉関係業務  機構から交付金交付対象者への交付金に係る情報公開の推進  b：取り組みは十分であった  c：取り組みはやや不十分であった  d：取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  機構が徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期ごとに取りまとめ、その実績及び収支状況について、当該四半期の最終月の翌月末までにホームページにおいて公表した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;  評定 b  計画どおり当該四半期の最終月の翌月末までに情報を公表することができた。  &lt;課題と対応&gt;  特になし</p>	

		額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。	四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。				
--	--	---	---------------------------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報							
特になし							



達成度合	—	—	100%	100%	100%														
------	---	---	------	------	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、情報収集提供事業全体に関するものを掲載している。

2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度は「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日)を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。

3) 予算額、決算額は支出額を記載。

4) 平成27年度の経常利益はマイナスとなっているが、これに対しては、臨時利益(返還金等)が充当されるため、当期総利益は0円となる。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
					業務実績	自己評価	
	<p>5 情報収集提供業務</p> <p>(1) 需給等関連情報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。</p>	<p>5 情報収集提供業務</p> <p>(1) 需給等関連情報の的確な収集と提供</p> <p>農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等(以下「需給等関連情報」という。)の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。</p>	<p>5 情報収集提供業務</p> <p>(1) 需給等関連情報の的確な収集と提供</p> <p>需給等関連情報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、農畜産物の需給動向に関する情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、情報利用者等の参画を得て開催する情報検討委員会において、平成27年度の実施状況及び平成28年度の計画について検討する。</p>	<p>○ 5 情報収集提供業務</p> <p>◇ (1) 需給等関連情報の的確な収集と提供</p> <p>① 情報検討委員会における、当該年度の実施状況及び次年度の計画についての検討</p> <p>b: 取り組みは十分であった</p> <p>c: 取り組みはやや不十分であった</p> <p>d: 取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>情報利用者等のニーズを的確に把握するため、情報検討委員会を分野ごとに開催し、平成27年度の業務の実施状況及び農畜産物の需給動向等に関する重点テーマを含む平成28年度の計画について検討した。畜産:3月9日、野菜:3月10日、砂糖・でん粉:3月9日</p> <p>また、情報検討委員会で得られた利用者ニーズ等を基に策定した重点テーマに即し、農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関する重要情報の提供を行った。</p> <p>なお、「平成26年度に係る業務の実績に関する評価結果」を踏</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定 b</p> <p>平成27年度情報検討委員会を分野ごとに計画どおり開催した。前年度情報検討委員会の意見等は、平成27年度に提供した記事等に適切に反映することができた。</p> <p>また、国内外の農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関する重要情報の提供については、これを迅速・的確に実施することができた。提供した情報に対し、新聞等での引用等や個別説明の要請等の反響があった。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし</p>	

				<p>まえ、海外情報については、北米及び EU において、輸出促進活動の支援及び情報収集の体制を強化した。</p>		
	<p>また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。</p>	<p>また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。</p>	<p>②調査報告会の開催、講演依頼への対応等の調査成果普及等の取組  b：取り組みは十分であった  c：取り組みはやや不十分であった  d：取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  外部の方を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応について以下のとおり積極的に取り組み、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努めた。  ①調査報告会の開催：7回（平成26年度9回）  ②外部からの講演依頼：24回（平成26年度27回）  ③新聞等での引用等：1,416件（平成26年度1,544件）  ④面談等による個別説明の要請等：19件（平成26年度27件）</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;  評定 b  調査報告会の開催、講演依頼や個別説明要請等に対して積極的に対応し、調査成果の普及と情報ニーズのよりの確な把握に努めることができた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;  特になし</p>	
<p>(2) 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行う。</p>	<p>(2) 情報提供の効果測定等  情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を実施する。</p>	<p>(2) 情報提供の効果測定等  ① 提供した情報について、その効果を測定するためのアンケート調査等を実施する。</p>	<p>◇(2) 情報提供の効果測定等  ① アンケート調査の実施  b：取り組みは十分であった  c：取り組みはやや不十分であった  d：取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するため、「畜産の情報」、「野菜情報」、「砂糖類・でん粉情報」について、全ての読者を対象にアンケート調査を実施した。  (配布 4,659 件、回答 1,520 件、回収率 32.6%)</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;  評定 b  アンケート様式の作成、発送・回収を着実にを行い、アンケート調査を適切に実施することができた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;  特になし</p>	

<p>また、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で4.0以上となるようにする。</p>	<p>また、中期目標期間中の各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で4.0以上となるようにする。</p>	<p>② (1)及び(3)の措置の着実な実施を通じ、情報利用者の満足度が5段階評価で4.0以上となるようにする。</p>	<p>② 情報利用者の満足度 分母を5段階評価の4.0とし、分子を畜産、野菜、砂糖、でん粉の各情報提供についてのアンケート調査結果の5段階評価の平均値とする。 b：達成度合は、100%以上であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 情報利用者の満足度を把握するため、平成27年度のアンケート調査を実施し、その集計結果は、5段階評価で4.1であり、その目標の4.0を上回った。 「畜産の情報」の評価結果：4.2 「野菜情報」の評価結果：4.1 「砂糖類・でん粉情報」の評価結果：4.1</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b 情報利用者の満足度は、中期計画・平成27年度計画における目標(4.0)以上を達成できた。達成度合は、102.5%(4.1/4.0)であった。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	
<p>さらに、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行うとともに、紙媒体での情報提供について、利用者のニーズを踏まえつつ、より効率的な情報提供とするため、情報提供の効果を検証した上で、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の見直しを行う。</p>	<p>さらに、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行うとともに、紙媒体での情報提供について、利用者のニーズを踏まえつつ、より効率的な情報提供とするため、情報提供の効果を検証した上で、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の</p>	<p>③ アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。</p>	<p>③ 情報提供内容等の改善等 b：必要がなかった又は十分であった c：必要はあったが、やや不十分であった d：必要はあったが、不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; アンケート調査結果等を踏まえ、野菜情報において、海外の生産状況等の情報を「海外情報」コーナーに集約するとともに、主要な輸入先国である米国の動向について、6月から新たに毎月掲載し、読者が海外の野菜生産状況等を容易に把握できるように見直した。 また、情報検討委員会等で要望の多かったホームページにおけるPDF形式での掲載について、従来のHTML形式に加え、記</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b 情報提供内容について必要な改善を行うことができた。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	

合理化等の見直しを行う。

<p>④ 紙媒体での情報提供の効果を検証し、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。</p>	<p>④ 紙媒体での情報提供の実施効果の検証  b：取り組みは十分であった  c：取り組みはやや不十分であった  d：取り組みは不十分であった</p> <p>⑤ ④を踏まえたホームページによる情報提供への重点化等の取組  b：必要がなかった又は十分であった  c：必要はあったが、やや不十分であった  d：必要はあったが、不十分であった</p>	<p>事の一部で新たに実施することとした。  さらに、情報検討委員会における議論を踏まえ、情報誌のテーマを定め、特別編集を実施した。</p> <p>&lt;主要な業務実績&gt;  アンケート調査結果の集計、整理・分析と併せて、紙媒体での情報提供の実施効果を検証した。  その結果、①現行通り紙媒体での提供を希望する割合が94.3%、②紙媒体での情報提供は、全体の把握の容易さ、閲覧・保存のしやすさなど、メリットがあるとした割合が6割以上であった。</p> <p>&lt;主要な業務実績&gt;  ホームページによる情報提供の誘導をさらに図るため、ALICセミナー、各業務部が所管する会議等の参加者に対し、メールマガジンの登録の勧誘を実施したほか、新たに農業関連サイト等へのメールマガジンの案内を毎月実施することとした。  また、アンケート調査結果を踏まえ、紙媒体での提供を希望し</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;  評定b  アンケート調査結果に基づいた、紙媒体での情報提供の実施効果の検証により、依然として左記のメリットを挙げる者が多数いるなど紙媒体での情報提供のニーズ及びその理由を的確に把握することができた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;  特になし</p> <p>&lt;評定と根拠&gt;  評定b  メールマガジンの発行数の増加などにより、ホームページによる情報提供への重点化をさらに進めることができた。  また、紙媒体の送付数を削減することができた。  3月末現在のメールマガジン発行数  畜産：2,290件(+196件)  野菜：1,830件(+227件)  特産：1,515件(+146件)  ※( )は、前年度末から</p>	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>						

	(3) 需給等関連情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行う。	(3) 需給等関連情報の迅速な提供 情報の提供は、迅速に行うこととし、情報の種類に応じて年度計画に定める期間内に公表を行う。	(3) 需給等関連情報の迅速な提供 需給関連統計情報については情報収集の翌週まで、需給動向情報については情報収集の翌月までの期間内に公表を行う。	◇(3) 需給等関連情報の迅速な提供 ① 情報の期間内の公表 分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。 b：達成度は、100%であった c：達成度は、70%以上 100%未満であった d：達成度は、70%未満であった	ないとする 60 者への送付を停止した。	の増減数。 ＜課題と対応＞ 特になし	
					＜主要な業務実績＞ 情報件数 1,227 件（うち需給関連統計情報 697 件、需給動向情報 530 件）の全てを期間内に公表した。	＜評価と根拠＞ 評価 b 需給関連統計情報及び需給動向情報を年度計画で定めた範囲で迅速に公表できた。達成度は、100% (1,227 件/1,227 件) であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	
	また、情報利用者等からの問合せ等には迅速に対応する。	また、情報利用者等からの問合せ等には迅速に対応する。	② 情報利用者等からの問合せ等があった場合の迅速な対応 b：必要がなかった又は十分であった c：必要はあったが、やや不十分であった d：必要はあったが、不十分であった	＜主要な業務実績＞ 情報利用者等から 248 件（うち国から 52 件、国以外から 196 件）の問合せがあり、情報を保有していた 236 件については、全て翌業務日以内に対応した。情報を保有していなかった問合せ 12 件については 2～37 日後までに対応した。	＜評価と根拠＞ 評価 b 情報利用者等からの問合せ等に対し迅速に対応することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし		

<p>(4) 消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するよう、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、農畜産物に関する正しい知識の普及、食の安全関連情報等、消費者等の関心の高い情報を積極的に提供する。</p>	<p>(4) 消費者等への情報提供 消費者等への情報の提供については、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。 ① 消費者等のニーズ把握のためのアンケート調査結果等を踏まえ、農畜産物に関する正しい知識の普及、食の安全関連情報等、消費者等の関心の高い情報を積極的に提供する。</p>	<p>(4) 消費者等への情報提供 消費者等への情報の提供については、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。 ① 消費者の情報ニーズを把握するため、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を実施するとともに、調査結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。</p>	<p>◇(4) 消費者等への情報提供 ① 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった ② ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 消費者ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケートを平成28年1月に実施した。(10代～60代の男女、有効サンプル数は208名)  &lt;主要な業務実績&gt; 平成26年度実施したホームページに係るアンケート結果等を踏まえ、トップページのバナーの追加、消費者コーナーにキッズコーナーの新設、動画コンテンツの改修等を行った。また、プレスリリースや新着コーナーの情報について、PDFの利用を控えると同時に「画像貸出コーナー」の充実を図った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b 計画どおりアンケート調査を実施し、平成28年度における情報提供の参考とすることができた。平成27年度のアンケートでは、ホームページを通じた機構のイメージがとてつよい・やや良いと回答した者の割合は約5割であった。  &lt;課題と対応&gt; アンケート調査の実施に当たり、前年度の調査結果を踏まえた改善の反映が若干遅れたことから、今後は改善の反映を適時に実施し、円滑にアンケート調査を実施できるよう一連の工程管理を的確に行う。  &lt;評定と根拠&gt; 評定 b ホームページでのコンテンツの視認性を向上することで、消費者等へのわかりやすい情報提供が推進できた。平成27年度のアンケートでは、消費者コーナーの印象がとてつよい・やや良いと回答した者は約6割であった。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
---	---	--	--	--	--	--	--

	<p>② 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換を行うことにより、消費者等の理解の促進を図る。</p>	<p>② 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換を行うことにより、消費者等の理解の促進を図る。</p>	<p>③ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催 (指標＝消費者等との意見交換会、セミナー等の実施) b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 消費者等の理解促進を図るため、酪農及び乳業、野菜の生産現場を消費者代表の方々と訪問し、訪問先の関係者との意見交換会を実施した。 また、食育推進全国大会、実りのフェスティバル等へ出展し、機構の業務等について情報を発信した。 さらに、alic セミナーの開催（8回）、広報誌の発行（6回）等を通じて、消費者等への情報提供に取り組んだ。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b 意見交換会に参加した消費者代表の方から、酪農家が安心して生産に取り組める環境を作るため作るため alic も頑張っ欲しいとの意見が出されるなど、生産現場の実態や流通及び機構業務等への理解促進を図ることができた。 また、alic セミナーのアンケートでは、良かった・まあ良かったとの意見が約 8 割となり多くの参加者から高評価を得ることができ、機構業務への理解促進に取り組むことができた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	
<p>(5) 国民に対する情報提供の充実を図るため、ホームページによる情報提供に重点化して、機構の最新の動向を正確かつ迅速に提供するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。</p>	<p>(5) ホームページの活用等 情報提供の充実を図るため、ホームページによる情報提供に重点化して、機構の最新の動向を正確かつ迅速に提供するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。</p>	<p>(5) ホームページの機能強化 ホームページの機能強化に努めるため、以下の取組を行う。 ① ホームページの改善等に反映させるため、ホームページの活用状況の集計・分析の実施。 ② ①の集計・分析結果、アンケート調査結果、情報検討委員会の意見等を</p>	<p>◇(5) ホームページの機能強化 (指標＝活用状況の集計・分析、必要に応じたホームページへの反映) b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; アクセス解析ソフトによりアクセス数等の集計分析を行い、各部へアクセス分析の結果を提供するとともに、トップページに掲出している注目キーワードの更新に活用した。 平成 26 年度のアンケート結果等を踏まえ、トップページのバナーの追加、消費者コーナーにキッズコーナーの新設、動画コンテンツの改修等を行</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b アクセス分析を行うことにより、情報提供の内容変更を活用することができた。 また、平成 26 年度のアンケート結果を集計・分析した結果等を踏まえ、ホームページを改善することができた。平成 27 年度のアンケートでは、トップページの印象がとても良い・やや良いと回答した者の割合は約 5 割であった。 なお、機構ホームページ全体のアクセス件数(訪問</p>	

			踏まえた検討を行い、必要に応じてその結果をホームページに反映させる。		った。また、プレスリリースや新着コーナーの情報について、PDFの利用を控えるとともに「画像貸出コーナー」の充実を図った。	数)は696万件で対前年比100%であった。  <課題と対応> 特になし	
	(6) 機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、広報活動を推進する。	(6) 広報活動の推進 広報活動の強化を図るため、広報推進委員会を開催し、改善策を検討する。	◇(6) 広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討 b: 取り組みは十分であった c: 取り組みはやや不十分であった d: 取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 各部の幹部職員から構成される広報・システム推進委員会を4回開催し、ホームページやその他の広報活動の改善・強化につながる方策等を検討し、その結果を踏まえ消費者向け広告やホームページの改善等を行った。	<評価と根拠> 評価b 消費者向け広告やホームページの改善を図るため、広報・システム推進委員会において、広報活動の改善と強化について検討することができた。消費者向け広告のアンケートでは、内容がとても分かりやすい・分かりやすいと回答した者の割合は9割を超え、国民の理解を深めるための広報活動ができた。	<課題と対応> 特になし	
(6) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌営業日以内に対応す	(7) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則	(7) 照会事項に対する対応等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連	◇(7) 照会事項に対する対応等 情報提供した事項に関する照会についての原則として翌営業日以内の対応 b: 達成度合は、90%以上であった c: 達成度合は、50%以上90%未満であった d: 達成度合は、50%未満であっ	<主要な業務実績> 情報提供した事項に対する照会件数6件のうち、翌営業日以内の回答は6件であった。	<評価と根拠> 評価b 6件のうち6件について、翌営業日以内に対応し、達成度合は、100%(6件/6件)であった。	<課題と対応> 特になし	

る。	として翌業務日 以内に対応す る。	する保有情報に ついては、原則 として翌業務日 以内に対応す る。	た			
----	-------------------------	---	---	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

農畜産物の需給・価格動向を踏まえ、調査の内容及び回数を見直したこと等から予算額を下回った。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
3	1 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み （支出の削減についての具体的方針及び実績等） 2 法人運営における資金の配分状況（人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）及び残高の状況にも留意した運営費交付金の適切な算定 3 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
第4 財務内容の改善に関する事項  1 中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的に執行することにより、適切な財務内容の実現を図る。 また、毎年の運営費交付金の算定については、運営費交付金債務残高の状況にも留意しつつ、適切な金額の算定を行う。	第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1～3 [略] 4 毎年の運営費交付金の算定については、運営費交付金債務残高の状況にも留意しつつ、適切な金額の算定を行う。	第3 予算、収支計画及び資金計画 1～3 [略] 4 毎年の運営費交付金の算定については、運営費交付金の残高の状況にも留意しつつ、適切な金額の算定を行う。	◎第3 予算、収支計画及び資金計画  ○1 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み（支出の削減についての具体的方針及び実績等） b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった なお、本指標の評価にあっては、中期計画に定める「業務運営の効率化によ	<主要な業務実績> 年度計画に基づき、各担当理事に所掌業務に係る予算の配賦を実施した。 平成27年度の業務経費（附帯事務費）の予算額（経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により実施された緊急対策を除く。）については、3,055百万円となり、対前年度比の毎年度平均は3.5%の抑	<評定と根拠> 評定b 事業費、一般管理費（人件費を除く。）については、計画どおり削減を図ることができた。  <課題と対応> 特になし	

			<p>る経費抑制」の評価結果に十分配慮するものとする。</p>	<p>制となった。</p> <p>平成 27 年度の一般管理費（人件費を除く。※）の予算額については、589 百万円となり、対前年度比の毎年度平均は 3.0%の抑制となった。</p> <p>※ 砂糖勘定及びでん粉勘定における消費税に係る増税額相当等の加算等を除く。</p>		
			<p>○ 2 法人運営における資金の配分状況（人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）及び残高の状況にも留意した運営費交付金の適切な算定</p> <p>b:取り組みは十分であった</p> <p>c:取り組みはやや不十分であった</p> <p>d:取り組みは不十分であった</p> <p>経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請又は緊急的事態が生じた若しくは生じる恐れがあった場合には、資金の配分を見直し、見直し後の資金の配分に基づき評価する。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>以下により、年度計画予算の変更を行った。</p> <p>補給金等勘定において、バター及び脱脂粉乳の追加輸入の実施に伴い、所要の事業費（10,398 百万円）を追加した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定 b</p> <p>年度計画予算の変更を通じて資金を適切に配分することができた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし</p>	

<p>2 資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。</p>	<p>また、資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。</p>	<p>また、資金の管理及び運用においては、「資金管理運用基準」に基づき、安全性に留意しつつ以下により効率的な運用を行う。</p> <p>① 事業資金のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施する。</p> <p>② 資本金、事業資金の一部については、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施する。</p>	<p>○3 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用</p> <p>b:運用は適切であった</p> <p>d:運用は不適切であった</p> <p>(指標=毎月2回以上の運用、有価証券による運用の実施)</p> <p>経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要因による影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>「資金管理運用基準」に基づき、事業資金のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施した。</p> <p>また、資本金、事業資金の一部については、満期償還の額や時期、新たに長期運用が可能な資金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施した。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価b</p> <p>支払に必要な資金は、支払が滞ることなく効率的に運用した。</p> <p>また、長期運用が可能な資金についても、安全性に留意しつつ有価証券による効率的な運用を行うことができた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし</p>	
--	---	--	--	--	---	--

<p>4. その他参考情報</p> <p>(資金の保有状況等)</p> <p>畜産関係の資金として、調整資金492億円及び畜産業振興資金1,610億円(関連法人等に対する出資金見合等81億円を含む。)、野菜関係の資金として、野菜生産出荷安定資金572億円及び野菜農業振興資金145億円を平成27年度末で保有しているが、国庫等から受け入れた事業財源の当期末残高であり、翌年度以降の事業等に充てるため、「独立行政法人会計基準」に基づき長期預り補助金等として整理している。</p> <p>なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)による指摘を踏まえ、畜産関係については、平成23年度において、資源循環型酪農推進事業及び鶏卵需給安定緊急支援事業は国直轄事業で実施、生乳需要創出緊急対策支援事業は廃止した。結果として、畜産関係の事業のうち経営安定対策は400億円超の減額。また、平成23年3月に中期目標の期中改定を行い、畜産業振興事業の補完対策(その他畜産業振興事業)について「本対策については、事業を縮減する」と明記しており、自給飼料、家畜改良、消費拡大、施設整備関係を中心に国直轄事業へ移行するなど大幅に見直し、60億円程度を削減し、資金の縮減を図った。</p> <p>また、平成23年度に措置された牛肉・稲わらせんium関連対策として予備費を財源に措置した事業のうち、肉用牛肥育経営緊急支援事業及び原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業の返還金及び不用額等を平成26年度以降国庫納付すること等により、長期預り補助金残高を平成25年度より約1,351億円削減し、資金の縮減を図った。</p>
---

(破産更生債権等の管理状況等)

旧農畜産業振興事業団が実施していた債務保証業務に係る破産更生債権等については、機構法附則第7条に基づき、機構発足時に2乳業者について破産更生債権等(2.9億円)を承継し同額の貸倒引当金を計上したところであるが、うち1者は平成19年度に連帯保証人の破産により債権回収が不可能となったことから求償権の償却(0.9億円)を行った。残る1者について更生債権の弁済計画に基づき求償権の回収を行っていたが、平成25年9月に自己破産が確定された。これに伴い、連帯保証人に対して弁済を求めていたが、平成27年3月6日及び5月27日付けにて、連帯保証人3者の破産が確定され、債権回収が不可能となったことから、平成27年6月8日付けで求償権を償却(1.8億円)し、平成27年6月30日をもって債務保証勘定を廃止した。また、同年11月2日に残余財産(4億円)について国庫納付を行った。

債務保証業務については、平成15年10月の独立行政法人化とともに廃止し、新たな債務保証は行っていない。

(関連法人等に対する出資)

関連法人等(25法人)に対する出資は、旧農畜産業振興事業団から承継したものであり、機構法附則第8条及び業務方法書第252条に基づき適切に出資に係る株式又は持分の管理を行っている。また、平成26年8月に出資金回収の判断基準を定め、これに基づき出資金の管理を行うこととした。

これら25の関連法人等については、平成27年5月～28年2月の間に全法人に対して決算ヒアリング等を行い、その経営状況の分析を踏まえ、指導等を行った。

なお、平成15年10月の独立行政法人化以降、新たな出資は行っていない。

(関連法人との契約の状況)

関連会社(18社)及び関連公益法人等(6財団)と当機構の間には契約に係る取引はない。

第4 短期借入金の限度額

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
4	短期借入金の限度額

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
—	第4 短期借入金の限度額 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。	第4 短期借入金の限度額 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、4億円とする。	◎第4 短期借入金の限度額 短期借入金の借入に至った理由等 (当該年度に係る短期借入金について、借入に至った理由、使途、金額、金利、手続き、返済の状況と見込み。借入がなかった場合は、本項目の評価は行わない。) ○1 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金 b:借入に至った理由等は適切であった d:借入に至った理由等是不適切であった	<主要な業務実績> 資金の状況を常に把握した結果、借入実績はなかった。	<評定と根拠> 評定—  <課題と対応> 特になし	

		<p>2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 800 億円とする。</p>	<p>2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、800 億円とする。</p>	<p>○ 2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金  b:借入に至った理由等は適切であった  d:借入に至った理由等は不適切であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  期中における短期借入金残高は借入限度額の範囲内であった。  具体的には、期首の借入金残高 195 億円及び交付金支払不足額 346 億円について、388 億円は調整金収入等により償還し、残りの 152 億円については借換えを行った。  機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施しており、当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することとなっている。砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借入れたものであり、借入に至った理由等は適切であった。また、借入先を入札で決定することにより、借入利率を低く抑え金利負担の軽減を図った。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;  特になし</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;  評定 b  機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施している。当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することとなっている。  砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借入れたものであり、借入に至った理由等は適切であった。また、借入先を入札で決定することにより、借入利率を低く抑え金利負担の軽減を図った。</p>	

					<p>【期末借入残高の推移】</p> <p>&lt;22年度&gt;746億円          &lt;23年度&gt;316億円          &lt;24年度&gt;227億円          &lt;25年度&gt;202億円          &lt;26年度&gt;195億円          &lt;27年度&gt;152億円</p>			
		<p>3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度120億円とする。</p>	<p>3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、120億円とする。</p>	<p>○3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金          b:借入に至った理由等は適切であった          d:借入に至った理由等は不適切であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;          資金の状況を把握した結果、借入の必要はなかった。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;          評定ー</p> <p>&lt;課題と対応&gt;          特になし</p>		

<p>4. その他参考情報</p> <p>(砂糖勘定の繰越欠損金)</p> <p>繰越欠損金は、国内産糖価格調整事業を砂糖の価格調整制度に基づき運営した結果として発生した調整金収支差である。</p> <p>平成27年度においては、調整金等収入543億円に対し、交付金等支出526億円で17億円の当期利益が生じたことから、これを前年度末の繰越欠損金に加えた結果、平成27年度末における繰越欠損金は220億円となった。</p>
---

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
5	1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 3 緊急的な経済対策として平成20年度補正予算、平成24年度補正予算及び平成25年度補正予算により措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 4 平成28年度までに、所有する職員宿舎を2戸譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
					業務実績	自己評価	
—	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度中に金銭により納付する。	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度中に金銭により納付する。	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 ○1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 b:計画どおりに実施された d:計画どおりに実施できなかった	◎第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 ○1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 b:計画どおりに実施された d:計画どおりに実施できなかった	<主要な業務実績> 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業実施に伴う返還金等の不要となる資金については、平成27年6月4日に973百万円の国庫納付を行った。	<評定と根拠> 評定b 国からの納入告知に基づき、計画どおり6月中に金銭による納付を行うことができた。  <課題と対応> 特になし	
	平成23年に発生した東北地方	平成23年に発生した東北地方	○2 牛肉から暫定規制値を超える	<主要な業務実績> また、平成23年度	<評定と根拠> 評定b		

		<p>太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等について、平成26年度以降早期に金銭により国庫に納付する。</p>	<p>太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等について、金銭により国庫に納付する。</p>	<p>放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金・不要額等の金銭による納付 b:適切に対応した d:適切に対応しなかった</p>	<p>に牛肉・稲わらセシウム関連緊急対策として予備費を財源に措置した3対策のうち、肉用牛肥育経営緊急支援事業および原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業について、返還額等を四半期毎（平成27年4月28日、7月30日、10月23日及び平成28年1月28日）に国庫納付した。</p> <p>〔国庫納付額〕 ・肉用牛肥育経営緊急支援事業：1,166百万円 ・原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業：2,909百万円</p>	<p>国からの納入告知に基づき、計画どおり四半期毎に金銭による納付を行うことができた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	
		<p>緊急的な経済対策として平成20年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算により措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等について、平成27年度</p>	<p>緊急的な経済対策として平成20年度補正予算、平成24年度補正予算及び平成25年度補正予算により措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等について、金銭により国庫に納付する。</p>	<p>○3 緊急的な経済対策として平成20年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算により措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等の金銭の納付 b:適切に対応した d:適切に対応しなかった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 緊急的な経済対策として平成20年度補正予算、平成24年度補正予算及び平成25年度補正予算により措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等として、平成27年8月27日に13,812百万円、12月24日に4百万円の国庫納付を行った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定b 国からの納入告知に基づき、計画どおり金銭による納付を行うことができた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	

		以降早期に金銭により国庫に納付する。		かった			
		また、平成 28 年度までに、所有する職員宿舎を 2 戸廃止し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。	また、平成 28 年度までに、所有する職員宿舎を 2 戸廃止し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。	○4 平成 28 年度までに、所有する職員宿舎を 2 戸譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付 b:計画どおりに実施された d:計画どおりに実施できなかった (実施した年度のみ評価を行う)	<主要な業務実績> 職員宿舎の売却については、財務省及び農林水産省とも協議のうえ、売却に係る一般競争入札を実施し、年度内に売却を終了した。 これにより、28 年度の国庫納付に係る準備を着実に実施した。	<評定と根拠> 評定一  <課題と対応> 特になし	

4. その他参考情報
特になし

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
6	前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
—	第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし	第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし	◎第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	<主要な業務実績> —	<評価と根拠> 評価—	

4. その他参考情報
特になし

第7 剰余金の使途

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
7	剰余金の使途

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
—	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	◎第7 剰余金の使途 剰余金による成果 (剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果) b:得られた成果は十分であった c:得られた成果はやや不十分であった d:得られた成果は不十分であった 当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業務等特筆すべき事項を併せて記載する。 (中期計画に定めた剰余金の使途に	<主要な業務実績> 剰余金の発生がないことを確認した。 (27年度計画にある使途への充当はない。)	<評定と根拠> 評定— 剰余金の有無を確認し、発生がないことを確認した。  <課題と対応> 特になし	

				充てた年度のみ評価を行う。)			
--	--	--	--	----------------	--	--	--

4. その他参考情報							
特になし							

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
8	1 施設及び設備に関する計画 2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 職員の人事に関する方針 (2) 人員に関する指標 (3) 業務運営能力等の向上 3 積立金の処分に関する事項

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	第5 その他業務運営に関する重要事項 —	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 予定なし	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 予定なし	◎第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 ○1 施設及び設備に関する計画 —	—	—
	1 職員の人事に関する計画  中期目標期間中の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）を定め、業務に支障を来すことなくその実現を目指す。	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1)方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1)方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能	○2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）  ◇(1)職員の人事に関する方針 ① 職員の業務運営能力等の育成及び人事評価制度等の着実な実施（指標＝職員の適正な配置、人事評価	<主要な業務実績> 職員を適正に配置するため、職員の勤務時間等を毎月把握するとともに、人事評価制度、管理職ポストオフ制度を実施した。また、平成27年度にお	<評定と根拠> 評定b 機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、新規採用等を計画どおりに適正に実施した。

<p>また、機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、人材の育成及び適切な配置を行う。</p>	<p>力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。</p>	<p>力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。</p>	<p>制度、管理職ポストオフ制度、調査役の配置等) b:方針どおり順調に実施された c:概ね方針どおり順調に実施された d:方針どおりを実施できなかった</p>	<p>いて、5人の新規採用を行った。</p>	<p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	
<p>なお、調査情報部の調査役については、役割分担の見直しなど管理職として真に必要な配置について不断に検討し、見直しを行う。</p>	<p>なお、調査情報部の調査役については、役割分担の見直しなど管理職として真に必要な配置について不断に検討し、見直しを行う。</p>	<p>なお、調査情報部の調査役については、役割分担の見直しなど管理職として真に必要な配置について不断に検討し、見直しを行う。</p>	<p>② 調査情報部の調査役の検証及び見直し b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 平成27年度期首において、調査情報部の3名（平成24年度期末比▲2名）の役割分担等の検討・見直しを行った結果、平成26年度と同様とすることとした。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価b 管理職としての調査役の業務内容や業務量について検討し、業務を効率的に実施した。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	
<p>(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、234人を上回らないものとする。 〔参考1〕 前期中期目標期間の期末（平成24年度）の常勤職員数234人 期初の常勤職員数の見込み234人 期末の常勤職員数の見込み234人 〔参考2〕 中期目標期間中</p>	<p>(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、234人を上回らないものとする。 〔参考1〕 前期中期目標期間の期末（平成24年度）の常勤職員数234人 期初の常勤職員数の見込み234人 期末の常勤職員数の見込み234人 〔参考2〕 中期目標期間中</p>	<p>◇(2) 人員に関する指標 （指標＝常勤職員数、人件費総額） b:計画どおり順調に実施された c:概ね計画どおり順調に実施された d:計画どおりを実施できなかった （各年度の年度計画において規定されている具体的な目標に基づき、達成度合を評価する）</p>		<p>&lt;主要な業務実績&gt; 期末の常勤職員数は206人となった。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価b 常勤職員数が計画どおり234人を上回っていないことを確認した。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	

	<p>の人員費総額見込み 9,818 百万円</p> <p>(3) 業務運営能力等の向上  機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、以下のとおり研修を行う。</p> <p>① 職員の総合的能力を養成するため階層別研修（初任者、一般職員、管理職）を実施する。</p>	<p>の人員費総額見込み 9,818 百万円</p> <p>(3) 業務運営能力等の向上  職員の事務処理能力の向上を図るため、業務運営能力開発向上基本計画に基づき、研修を実施する。</p> <p>① 職員の総合的能力を養成するための階層別研修として以下の研修を実施する。</p> <p>ア 初任者研修として、ビジネスマナー研修、初任者現場研修等</p> <p>イ 一般職員研修として、農村派遣研修、行政実務研修、統計研修等</p> <p>ウ 管理職研修として、新任管理職研修</p>	<p>(3) 業務運営能力等の向上</p> <p>① 階層別研修の実施  b:取り組みは十分であった  c:取り組みはやや不十分であった  d:取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  初任者（5名）に対し、職員として必要な基礎知識や職場への適応力を付与することを目的に、以下の研修を実施した。</p> <p>ア 新聞購読研修（11月～3月、平成27年度新規採用予定者）  イ 採用時衛生研修（4月）  ウ 業務概要習得研修（4月、5月）  エ ビジネスマナー研修（4月）  オ 初任者現地研修（2月）</p> <p>一般職員に対し、係員、係長、課長補佐、課長代理のそれぞれの階層において職務遂行能力や資質を高めることを目的に以下の研修を実施した。</p> <p>ア 農村派遣研修（7～2月、7名）  イ 行政実務研修（7月～6月、4名）  ウ 統計分析研修（6月～8月、4名）  エ 係長研修（7月、9名）  オ 中堅職員研修（9月、5名）</p> <p>管理職に対し、必要</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;  評定 b  階層別に求められる職員の総合的能力を養成するため階層別研修を実施することができた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;  特になし</p>	
--	--	--	--	---	--	--

				<p>とされる知識及び技能を付与し、管理者としての能力を高めることを目的に以下の研修を実施した。</p> <p>ア 管理職研修（新任管理職対象）（6月、7月、3名）</p>		
	<p>② 職員の専門的能力を養成するため、必要に応じて、会計事務職員研修、情報ネットワーク維持管理研修、衛生管理者養成研修等の専門別研修を実施する。</p>	<p>② 職員の専門的能力を養成するため、人事異動に応じて、各部署で必要とされる能力を確保するため、必要に応じて下記の研修を受講させる。</p> <p>ア 会計関連研修として、会計事務職員研修</p> <p>イ 広報・システム関連研修として、広報研修、情報ネットワーク維持管理研修</p> <p>ウ 総務・人事関連研修として、衛生管理者養成研修、個人情報保護研修</p> <p>エ 監査関連研修として、内部監査研修等</p> <p>オ 調査情報関連研修として、語学力向上研修、海外派遣研修</p> <p>カ 畜産関連研修として、中央</p>	<p>② 専門別研修の実施</p> <p>b:取り組みは十分であった</p> <p>c:取り組みはやや不十分であった</p> <p>d:取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>職員の専門能力を養成するため、以下の研修に参加させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計関連研修等</li> </ul> <p>ア 会計事務職員研修（10～11月、該当者無し）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報・システム関連研修</li> </ul> <p>ア 広報研修（12月、1名）</p> <p>イ 情報ネットワーク維持管理研修（該当者無し）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務・人事関連研修</li> </ul> <p>ア 衛生管理者養成研修（12月、1名）</p> <p>イ 個人情報保護研修（5～6月、7名）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査関連研修</li> </ul> <p>内部監査研修（6月、1名）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査情報部関連研修</li> </ul> <p>ア 語学力向上研修（10月・11～12月、2名）</p> <p>イ 海外派遣研修（2月、MLA、1名）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産関連研修</li> </ul> <p>ア 中央畜産技術研修（6月・8月・11月、7名）</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定 b</p> <p>職員の専門的能力を養成するための専門分野別研修を計画どおりに実施することができた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし</p>	

			畜産技術研究会、食肉基礎研修		イ 食肉基礎研修（11月、5名）		
—	3 積立金の処分に関する事項 畜産勘定、でん粉勘定及び補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ独立行政法人農畜産業振興機構法附則第8条第1項に規定する業務、同法第10条第5号ニ及びホに規定する業務並びに加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の第3条第1項に規定する業務に充てることとする。	3 積立金の処分に関する事項 畜産勘定、でん粉勘定及び補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）附則第8条第1項に規定する業務、同法第10条第5号ニ及びホに規定する業務並びに加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第3条第1項に規定する業務に充てる。	○3 前期中期目標期間繰越積立金の処分 b:積立金を充てた理由等は適切であった d:積立金を充てた理由等は不適切であった	<主要な業務実績> (畜産勘定) 畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、旧農畜産業振興事業団より承継した株式会社への出資の持分として、機構法附則第8条第1項に基づき管理している。  (でん粉勘定) でん粉勘定の前期中期目標期間繰越積立金2,709百万円は、機構法第10条第5号ニ及びホに規定する業務に充てるため、同勘定において管理している。  (補給金等勘定) 補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金16,909百万円は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第3条第1項に規定する業務に充てるため、同勘定において管理している。	<評定と根拠> 評定b 前期中期目標期間繰越積立金は、畜産勘定、でん粉勘定及び補給金等勘定においてそれぞれ適切に管理されている。  <課題と対応> 特になし		

4. その他参考情報
特になし